

第五部

審議会・民間団体の答申・建議編

昭和十三年一月八日

〔五十一〕 文 部 省 案 其ノ一

国家総動員法案要綱第二十四ニ関スル勅令案要綱(案)

一 学校ノ管理者又ハ設立者ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

イ 学校ノ種類又ハ学科ノ種類ノ変更

ロ 学科ノ増設

ハ 学科目竝ニ学科課程ノ変更

ニ 学生生徒収容人員ノ増減

ホ 入学資格ノ変更

ヘ 在学年限又ハ修業年限ノ変更

ト 技能者養成施設ノ設置竝ニ軍需要員ノ特殊指導

チ 教員ノ養成

リ 教育ノ進退

ヌ 其ノ他必要ナル事項

二 前項ノ命令ハ文部大臣之ヲ為スコト

三 第一項ノ命令ハ大学令、帝国大学令、高等学校令、専門学校令、師範学校令、中学校令、高等女学校令、実業学校令、青年学校令、私立学校令、其ノ他教育ニ関スル法令ノ規定ニ不拘之ヲ為スコトヲ得ルコト

四 養成所ノ管理者ニ対シテハ第一項ヲ準用スルコト

五 工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者ニ対

シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

イ 学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置

ロ 現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更

ハ 学校又ハ養成所ノ為必要ナル施設ノ提供

ニ 其ノ他技能者養成ニ関シ必要ナル事項

六 養成ヲ受クル者ノ雇傭主ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

イ 養成ヲ受クル者ヲ学校、養成所其ノ他技能者養成施設ニ入

学又ハ入所セシムルコト

七 前三項ノ命令ハ当該主務大臣ニ於テ文部大臣ト協議ノ上之ヲ為スコト

〔五一二〕 昭和十三年一月二十七日 傷痍軍人保護対策審議會答申

昭和十三年一月十七日 厚生大臣諮問

諮問第一号

傷痍軍人保護対策審議會

現下ノ情勢ニ鑑ミ傷痍軍人保護ノ為採ルベキ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十三年一月十七日

厚生大臣 候爵 木戸 幸一

説明

今次事変ノ推移ニ伴ヒ多数ノ傷痍軍人ヲ生ジ従前ヨリノ傷痍軍人ニ併セ之ガ保護対策ノ樹立ハ真ニ重大ニシテ其ノ内容モ亦頗ル複雑多岐ヲ極ム 殊ニ傷痍軍人ノ多数ガ帰郷スルノ日モ目睫ノ間ニ迫リタルヲ以テ事態ニ即応スル為慎重且急速ニ其ノ対策ヲ樹立スルト共ニ之ガ実地ニ付格別ノ措置ヲ講ジ以テ傷痍軍人保護ニ萬全ヲ期セザルベカラズ 而シテ戦死者遺族ノ保護対策ハ本対策ト閣聯シテ考究樹立スルノ要アリト認ム 仍テ其ノ会ノ意見ヲ求ム

答申

今次事変ニ因ル多数ノ傷痍軍人及従前ヨリノ傷痍軍人ニ対スル保護対策ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ真ニ重要ナル問題ニシテ其ノ樹立ニ方リテハ深ク我が国体ノ本義ニ稽ヘ指導精神ヲ確立シ且ハ過去ニ於ケル内外ノ経験ヲ参酌シテ採長補短其ノ萬全ヲ期セザルベカラズ。 惟フニ身ヲ挺シテ皇国ニ報ジタル傷痍軍人ニ対シテハ官民拳ツテ感謝ノ至情ヲ効シ此等ノ勇士ガ郷ニ在ツテ更ニ至誠奉公克ク国民タルノ本分ヲ尽スニ遺憾ナカラシムルヤウ優遇保護ノ方策ヲ講ズベキモノトス 此ノ趣旨ノ下ニ傷痍軍人ノ保護対策ハ其ノ動員前ノ状

態ヲ目標トシテ心身ノ恢復ヲ図ルト共ニ恩給ノ支給ニ加ヘテ傷痍軍人ノ社会的經濟的復活ニ資スル各般ノ措置ヲ執ラザルベカラズ。

凡ソ傷痍軍人各自ノ傷病程度及其ノ境遇等ハ全ク各人各様ナルヲ以テ其ノ心身ノ狀況ト希望トニ応ジ各種ノ地位職業ニ復活セシムルニハ個別的ニ措置スルヲ旨トスベシ 又傷痍軍人ノ心理ニ鑑ミ一般国民ノ傷痍軍人ニ対スル心情態度ガ年月ヲ経ルニ從ヒ変化スルガ如キコトナキヤウ指導スルト共ニ傷痍軍人保護対策ガ恒久的ニ持續セラレルヤウ企画スベキモノトス 而シテ其ノ対策タルヤ一般ノ慈善救済トハ趣ヲ異ニシ何レモ国家トシテ常ニ為スベキ処ヲ尽スヲ以テ本義トス 素ヨリ其ノ成果ノ完璧ヲ期スル為ニハ民間ノ適切ナル協力ト相俟ツベキコト絮説ヲ要セズ。

以上ノ観点ニ基キ実施ヲ要スト認メラルル事項概ネ左ノ如シ。

一、優遇ニ関スル事項

傷痍軍人優遇ノ途ヲ講ズルニ方リテハ其ノ名譽ヲ重ンズルト共ニ苟モ将来弊害ヲ醸スガ如キコトナキヨウ留意スルコト

(一) 名譽ノ表彰

(イ) 軍人傷痍記章ヲ改正シテ名譽ト矜持トヲ表徴スルニ足ルモノヲラシメ之ガ授与ヲ嚴肅ニ行フコト尚之ニ開聯シテ傷痍軍人証ヲ携帯セシメ本人ノ身分ヲ明ナラシムルト共ニ傷痍軍人台帳ヲ設ケテ記章所持ヲ地方庁ニ登録シ優遇保護ノ徹底ニ資スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ門戸ニ全国一様ノ標示ヲ為スコト

(ハ) 死亡ノ際ニハ国トシテ弔意ヲ表スル途ヲ講ズルコト

(ニ) 各種ノ特典ノ付与

(イ) 国及公共団体経営ノ各種文化慰安施設ヲ無料ニテ利用セシムルコト

(ロ) 国及公共団体ニ於テ隨時又ハ定時実施スル公式ノ廉アル祝典会同等ニハ傷痍軍人參列方ヲ配慮スルコト

(ハ) 国有鉄道・其ノ他ノ鉄道・軌道・船舶等ノ利用ニ付適當ナル優遇ヲ与フルコト

(三) 生活ノ保全

(イ) 恩給制度ヲ改正シ傷痍軍人及家族ノ生活保全ニ努ムルコト

(ロ) 身上相談所ヲ設ケ傷痍軍人ノ生活問題・家庭問題・職業問題・配偶者問題等各般ニ亘リ之ガ指導援助ニ当ルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ子弟育英ハ心身不自由ナル傷痍軍人ノ重大関心事ナルヲ以テ育英助成上適當ナル方策ヲ講ズルコト

(ニ) 家族ニシテ恩給法・軍事扶助法ノ適用ヲ受ケザル内縁ノ妻等ニモ扶助ヲ徹底セシムルコト

二、教養教化ニ関スル事項

傷痍軍人ノ教養ヲ高ムルト共ニ一般国民ヲシテ永ク傷痍軍人ニ感謝セシムルコト

(一) 傷痍軍人ノ教養

(イ) 一般的ニ素養ノ向上ヲ図リ傷痍軍人タルノ矜持ヲ保持シ国家ノ恩遇ニ扭レズ模範ノ国民タルノ信念ヲ涵養セシムルコト

(ロ) 職業ニ精進スルコトニ因リ心性ヲ向上セシムル為職業教育ニ重キヲ置クコト

(二) 一般国民ノ教化

傷痍軍人ニ対スル慰問感謝ノ徹底及持続ヲ期スル為左ノ方途ヲ講ズルコト

(イ) 事変中ヨリ国民感謝運動ヲ起シ爾後毎年定期ニ感謝ヲ強調シテ永ク之ガ持続ヲ図ルコト

(ロ) 国定教科書ニ「傷痍軍人」ノ事項挿入シ小国民ノ時ヨリ

趣旨ノ徹底ヲ図ルコト

(ハ) 一般国民ガ日常生活ノ間ニ於テ傷痍軍人ニ対シ常ニ温キ感謝ヲ以テ良好ナル境遇ヲ為スヤウ適切ナル指導ニ努ムルコト
尚一般接客業者ニ対シテハ特ニ強調シテ其ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

三、保健施設ニ関スル事項

各般ノ保健施設実施ニ方リテハ傷痍軍人ノ家庭生活ヲ顧慮シ可成其ノ現住地ニ於テ保護スルコトトシ施設ノ種類ニ依リ現住地ヲ離レテ收容スベキ場合ニ在リテモ家族關係ニ萬全ノ注意ヲ払フコト

(一) 医療

(イ) 物療科等ヲ伴フ保養所(温泉療養所)ヲ経営シ傷痍軍人ノ心身ノ恢復ヲ図ルコト

右保養所ノ経営ノ外事宜ニ依リ一般保養施設・温泉旅館ノ借上ゲ利用等ヲ図ルコト

(ロ) 傷兵院法ヲ改正シ特殊ナル重症者及頽齡者ニシテ家庭ニテ医療介護ヲ為ス能ハザル者ノ医療介護ニ当ルト共ニ家庭ニテ医療介護ヲ為シ得ル重症者ニ付テハ医療介護手当ヲ支給シ其ノ恢復医療ニ努ムルコト

(ハ) 結核・胸膜炎ノ患者ニ付テハ其ノ療養所ヲ経営スルコト

(ニ) 精神障害者ノ治療收容ニ付テハ一般精神患者トハ取扱ヲ異ニスル必要アル精神障害者收容ノ療養所ヲ特設スルカ又ハ一般病院ニ委託シテ特別ナル取扱ヲ為シ得ルヤウ考慮スルコト
(ホ) 傷痍軍人ガ隨時隨所ニ於テ医療ヲ受ケ得ルヤウ方途ヲ講ズルコト

(二) 職業教育

(イ) 職業再教育施設ヲ枢要ノ地ニ設ケ高度ノ再教育ヲ施スモノトスルコト 此ノ場合ニ於テ本施設ヲ中心トシ事宜ニ依リ学校・工場・商店等ノ委託教育ヲモ併セ考フルコト

(ロ) 職業再訓練施設ハ大体各府県ニ分布シ主トシテ軽度ノ教育ヲ行ヒ素質ノ向上ニ努ムルコト 此ノ場合ハ施設ヲ特設スルヨリモ寧ロ既存ノ学校・試験場・工場・商店等ヘノ委託訓練ヲ主トスルコト

(ハ) 傷痍軍人ノ職業教育及就職ニ付テハ専門的ナル智識経験ヲ有スル職業顧問指導職員ヲ設置シ再教育及就職ノ指導ヲ為シ爾後ノ保護ニ当ラシムルコト

(ニ) 傷痍疾患ト適業トノ關係ヲ明ニシ職業教育及職業選択ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(ホ) 作業義肢及補助具ヲ支給スル為再教育施設ニ製作所ヲ附設シ更ニ各府県ニハ之ガ配給系統ヲ樹立シ併セテ義肢及補助具一般ノ修繕ニ当ルコト

(三) 職業保護

入営又ハ応召前職業ヲ有セシ者ハ原則トシテ原職ニ復帰セシムルノ方針ヲ採リ復帰シ得ザル者及従前職業ノ無力ナリシ者ニハ新職業ヘノ就職ヲ図ルコト 尚職業保護ニ付テハ家族ヲ一体トシテ考慮スルコト

(イ) 国及ピ公共団体ガ卒先使用スルハ素ヨリ民間産業界ヲシテ亦従前ヨリノ使用人ハ勿論然ラザル者ニ付テモ使用ノ途ヲ拓カシメ爾後ノ職業保障ニ遺憾ナキヨウ制度ヲ樹立スルコト

殊ニ傷痍軍人ノ傷痍疾患ニ適応セル作業方法及作業設備ノ改善ヲ実現スルコト

(ロ) 我が国ニハ自営業者多キニ鑑ミ之ガ適當ナル指導斡旋ヲ図

ルト共ニ許可認可營業ニ付優先的取扱ノ範圍ヲ拡張シ又資本ヲ要スル者ニ対シテハ生業資金ノ融通ヲ為スコト 更ニ販路顧客等ノ維持獲得ニ付テハ一般ノ支援ヲ求ムルコト

(ハ) 授産場・共同作業場ノ經營ニ付テハ特ニ独占的ナル製品又ハ特定ノ販路アル製品ヲ生産スル場合ニ非ザルバ所期ノ目的ヲ達シ難キニ付充分考慮ノ上措置スルコト

(ニ) 職業紹介機関ニハ傷痍軍人ノ職業紹介ニ必要ナル専門的部門ヲ設クルコト

(ホ) 就職ニ関シ必要ナルトキハ能力検定証ヲ發給スルヲ得ル制度ヲ設クルコト

四 其ノ他

(イ) 傷痍軍人ノ相互修養及福利増進ノ為曩ニ大日本傷痍軍人会ノ設立ヲ見タル処此ノ際一層其ノ活動ヲ促進スルコト

(ロ) 傷痍軍人ノ保護ニ関シテハ国ノ方策ニ即応シテ各種後援団体ノ活動ヲ促進スルコト

(ハ) 一部不良ノ行為アル者ノ為一般傷痍軍人ガ迷惑セザルヤウ其ノ取締ニ付適切ナル措置ヲ執ルコト

惟フニ傷痍軍人ノ保護ハ特ニ最モ敏速・懇切・的確ナルヲ要スルガ故ニ以上事項ノ具体的実施ニ方リテハ中央地方ヲ通ジテ行政機構ノ整備拡充ヲ図ルノミナラズ殊ニ施設ノ組織運営等ニ付テハ旧來ノ觀念ニ因ハルコトナク最モ機宜ニ適スルヨウ格別ノ工夫ヲ講ズル要アリト認ム 其ノ参考案トシテ別紙帝國傷兵保護院要綱ヲ提示ス(要綱省略)

上説ハ傷痍軍人ニ関スル保護対策ナルモ之ト關聯シ併セテ実施ヲ必要トスルハ戦死者及傷痍軍人遺族ノ保護対策ナリ
傷痍軍人保護対策トシテ掲ゲタル事項中

一、 優遇ニ関スル事項

(一)ノ(イ)、(二)ノ(イ) (ロ) (ハ) (ニ)ノ(イ) (ロ) (ハ)

二、 教養教化ニ関スル事項

(二)ノ(イ) (ロ)

三、 保護施設ニ関スル事項

(三)ノ(イ) (ロ) (ハ)

四、 其ノ他

(ロ)

ノ各項ニ付遺族ノ保護施設タルニ適當ナル変更ヲ加ヘテ実施シ更ニ寡婦乳幼児等ノ保護施設ヲ考究実施スルヲ必要ト認ム

昭和十三年二月三日

〔五一三〕 文 部 省 案 其ノ二

国家総動員法案要綱第二十四ニ関スル勅令案要綱(案)

第一 文部大臣ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ学校ノ管理者又ハ設立

者ニ対シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

一 学校ノ種類ノ変更

二 学科ノ増設又ハ其ノ種類ノ変更

三 学科目竝ニ学科課程ノ変更

四 収容人員ノ増減

五 入学資格ノ変更

六 在学年限又ハ修業年限ノ変更

七 技能者養成施設ノ設置並ニ技能者ノ特殊指導

八 技能者ノ養成ニ当ルベキ者ノ養成

九 教職員ノ進退

十 其ノ他必要ナル事項

前項ノ規定ハ官立ノ学校ニ対シテモ之ヲ適用スルコトヲ得ルモノトスルコト

第二 第一ノ規定ハ養成所ニ之ヲ準用スルモノトスルコト

第三 文部大臣ハ工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ

管理者ニ対シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

一 学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置

二 現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更

三 学校又ハ養成所ノ為ニ必要ナル施設ノ提供

四 其ノ他必要ナル事項

第四 文部大臣ハ技能者養成ノ為雇傭主ニ対シ被傭者ヲ学校、養成所其ノ他技能者養成施設ニ入学又ハ入所セシムルコトヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

第五 第一乃至第四ノ命令ヲ為ス場合ニ於テハ文部大臣ハ關係大臣

ニ協議スベキモノトスルコト

第六 本令施行ノ為ニ必要ナル規定ハ文部大臣之ヲ定ムルモノトス

ルコト

〔五一四〕

昭和十三年二月五日 職業紹介委員会答申

昭和十三年一月二十一日 発社第一号諮問

諮問第一号

職業紹介委員会

現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介制度ヲ別紙要綱ニ依リ改正セントス仍テ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十三年一月二十一日

厚生大臣 候爵 木戸 幸一

説明

我国現下ノ情勢ハ国防、産業及社会上ノ諸政策ニ適応セシムル様
勞務ノ適正ナル配置ヲ図ルコト緊要ナリ殊ニ今次事変ニ伴フ軍需勞
務ヲ円滑ニ充足シ、事変ニ因リテ生ズベキ失業者ノ職業轉換ヲ容易
ナラシメ、復員ニ伴フ帰郷軍人ノ就職斡旋ニ遺憾ナキヲ期シ、更ニ
生産力拡充ニ必要ナル勞働力ノ需給ヲ適切ナラシムルコトハ目下喫
緊ノ要務タリ而シテ之ガ実現ノ為ニハ現行職業紹介制度ヲ根本的ニ
改正シ其ノ機能ヲ拡充強化スルコト緊要ナリト認ム

(別紙)

職業紹介制度改正要綱

- 第一 勞務ノ適正ナル配置ヲ図ル為職業紹介事業ハ原則トシテ政府
之ヲ管掌スルコト
- 第二 政府ノ管掌スル職業紹介事業ニ於テハ職業紹介ノ外職業指導、
職業輔導其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ行フコトヲ得ルコト
- 第三 職業紹介事業ヲ行フ為道府県概要ノ地ニ職業紹介所ヲ設ケル
コト

必要ニ応ジ日雇労働其ノ他特定ノ職業紹介ノミヲ取扱フ専門ノ
職業紹介所ヲ設ケルコト

- 第四 職業紹介事業ノ執行ヲ便ナラシムル為市(六大都市ニ在リテ
ハ区)町村長ヲシテ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ掌ラシメ且職業紹

介所聯絡委員ヲ置クコトヲ得ルコト

- 第五 職業紹介所ハ主務大臣及地方長官之ヲ統轄スルコト
- 第六 職業紹介事業ノ経営ニ関シ主務大臣ノ監督ノ下ニ職業紹介委
員会ヲ置キ又地方長官ノ監督ノ下ニ職業紹介地方委員会ヲ置クコ
トヲ得ルコト
- 第七 職業紹介所ノ行フ職業紹介ハ之ヲ無料トスルコト
- 第八 職業紹介所ニ関スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ地方公共団体ヲ
シテ分担セシムルコト
- 第九 道府県市町村私人ノ経営スル職業輔導又ハ就職後ノ輔導ニ関
スル施設ニ付テハ之ガ監督並助成ヲ為スコトヲ得ルコト
- 第十 当分ノ内法人又ハ私人ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ職業紹介事
業ヲ営ムコトヲ得ルコト
- 第十一 職業紹介類似事業ニ付テハ許可ヲ受ケシムルコト

実施方針

- 第一 国营職業紹介所ハ昭和十三年度ヨリ逐次開設シ十四年度当初
ヨリ全部ヲ開設スルモノトス
- 第二 既設ノ公共団体立職業紹介所ノ設備ニシテ国营職業紹介所ニ
利用シ得ルモノハ成ルベク之ガ無償供用又ハ寄附ヲ受ケルコト
- 第三 現在ノ職業紹介所ノ廃止ハ新法ニ依ル職業紹介所設置ト併行
セシムルコト
- 第四 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ノ職員ハ原則トシテ
国营職業紹介所ノ職員ニ採用スルコト

答申

昭和十三年一月二十日発社第一号ヲ以テ諮問相成候職業紹介制度改
正要綱慎重審議ノ上別紙ノ通り決議及答申候也

決議

原案を適當ト認ム

希望決議

職業紹介制度ノ改正ハ我國現下ノ情勢ニ鑑ミ最モ時宜ヲ得タル方策ト認ムルモ、之ガ実施ニ當リテハ左記ノ諸点ニ付留意セラレントヲ希望ス

一、職業紹介事業ノ運用ニ関スル事項

職業紹介事業ノ運営ニ付テハ職業紹介委員会、職業紹介地方委員及職業紹介所聯絡委員ノ活用其他適當ノ方途ヲ講ジテ民間トノ密接ナル聯繫ヲ保チ其ノ運用ヲ實際的ナラシムルニ努ムルコト

二、聯絡統制機關ニ関スル事項

職業紹介ノ聯絡統制ヲ最モ有機的ナラシムル為、中央ニハ強力ナル一局又ハ外局ヲ設ケ、地方ニハ教府県ヲ統轄スル地方的統制機關ヲ特設スルカ又ハ中央機關ニ專任ノ係官ヲ置キ現業の指導ニ當ラシムル等ノ措置ヲ講ズルコト

一、職員ニ関スル事項

第一線機關タル職業紹介所職員ノ資質ニ留意シ広ク適材ヲ起用スルノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ職員養成ノ機關ヲモ設ケ、其ノ資質向上ニ努メ、又永ク斯業ニ専念シ得ル様之ガ優遇ノ途ヲ講ズルコト

二、民間事業ノ統制ニ関スル事項

民間ノ職業紹介事業並之ガ類似業ノ統制ニ関シテハ産業労働両方面ノ実情ヲ充分參酌シ勞務需給ノ円滑ヲ欠クコトナキヲ期スルコト

一、教育機関トノ聯絡ニ関スル事項

職業紹介機關ハ産業界ト最モ緊密ニ接觸シ其ノ勞務需給ノ情況ヲ知悉スルヲ以テ常ニ教育機関トノ聯繫ヲ保チ実業教育ヲシテ産業界ノ要望ニ可成一致セシムル様努ムルコト

〔五一五〕 昭和十三年五月三十一日 商工省生産管理委員会報告

報告文

昭和十三年五月三十一日

商工大臣 池田成彬殿

商工省生産管理委員会々々長 山下興家

近時ノ工業ハ実ニ日進月歩デアツテ、大工場ノ発達ニ伴ツテ、中小工場モ益々増加シ夫々ノ分野ニ於テ発達シツ、アリマス。然ルニ我國ノ工業ニ関シ現今ノ教育ヲ見ルト、カ、ル速カナ進歩發展ニ遠ク置キ去ラレ、工業教育卒業者ノ数モ毎年實際ノ要求ヲ満たシ得ナイバカリデナク、其ノ少数ノ卒業者モ概シテ今日ノ工業界ノ實際ノ要求ト甚ダシク懸ケ離レテ居ル現状デアリマス。仍テ我國ノ工業ヲ将来一層進歩発達サセルタメニハ、工業教育ノ改善ガ根本問題デアリ、其ノタメニハ実業界ガ教育者ト協力スルコトガ必要ト信ジマス。ソコデ本委員会ハ我國工業ノ健全ナ発達ヲ希ウタメニ、工業教育ヲ中心トシテ我國ノ教育制度ヲ如何ニ改善スベキカニツイテ其ノ欠陥ヲ指適シ、具体的対策ニ付慎重審議シマシタ結果、別冊ノ如キ成案ヲ得マシタカラ、茲ニ之ヲ報告致シマス。

工業教育ヲ中心トシテ見タ
 我国教育制度ノ改善

目次

一、要旨	1	(6) 学科目ノ整理	44
二、本提案ヲ必要トスル理由	7	(7) 実習ノ改善	46
三、本提案ノ詳細ナル説明	13	F 青年学校ニ於ケル新教育方法ノ確立	47
A 入学試験制度ノ改善	13	(1) 実業補習教育ノ目的ヲ明確ニスルコト	49
(1) 弊害ノ起ル理由	13	(2) 自カラ工夫スル習慣ヲ植エツケルコト	50
(2) 試験前ニ志願者ヲ抽籤デ配分スル方法	14	(3) 青年学校ヲ義務制トスルコト	52
(3) 専門学校以上ノ場合	16	(4) 教師、教材、授業時間等ヲ適當ニスルコト	52
(4) 中等学校以下ノ場合	17	(5) 実習方法	55
(5) 効果	18	G 夜学制度ノ確立	56
(6) 反対説ノ吟味	19	H 技術者ニ対スル実習課程ノ確立	58
B 学歴偏重ノ矯正	21	I 工場附属学校ノ改善	60
C 工業教育卒業者ノ需給ノ均衡	23	(1) 工場ト学校ノ教育トノ間ニ密接ナ	60
D 大学及ビ実業専門学校ニ於ケル教育方法ノ改善	25	(2) 実習要目ヲ改善スル必要ガアル	61
(1) 実習方法ノ改善	25	(3) 中小工場ノ職工教育機関ガ必要デアル	63
(2) 教授方法ノ改善	30	附 録	
(3) 学制ノ改正	33	一、アメリカ合衆国ニ於ケル工科大学々科目改正意見	65
E 中等工業学校ニ於ケル教育方法ノ改善	36	二、アメリカ合衆国ノ工科大学ニ於ケル実習化 (Cooperative Engineering Course) ノ概要	74
(1) 目的ノ確立	36	三、主要産業国ノ工業教育制度大要	97
(2) 学校ノ増設	38	A 概観	98
(3) 教師ノ改善	38	B フランス	101
(4) 教授方法ノ改善	39	C イギリス	126
(5) 教科書ノ改善	42	D ドイツ	166
		E イタリア	193
		F ソヴェト聯邦	200

四 我国ニ於ケル工場附属職工学校ノ実例

A 日立亀戸青年学校 211

B 川崎東山学校 212

C 私立住友職工養成所 221

D 東洋紡績株式会社教育所 264

五 東京府機械工養成所 270

六 大阪府実業教育協会ノ概要 289

七 諸外国ニ於ケル工場附属職工学校ノ実例

A アメリカ合衆国 314

B ドイツ 318

C イギリス 319

376 327 319 318 314 289 270 264 221 212 211

〔五一六〕 昭和十三年七月二十五日 実業教育振興委員会答申

昭和十二年十一月 文部大臣諮問第二号

諮問 文部大臣

事局ニ対処スベキ実業教育方策如何

説明

我が国ノ産業ハ、最近数年間ニ著シキ発達ヲ遂ゲ、略々高度産業
 国トシテノ体様ヲ整ヘマシテ、国防上国民経済上極メテ有利ナル状
 態ニ到達シタノデアリマスガ、支那事変ノ勃発ト共ニ、内外の形成
 容易ナラザル事情ニ立到リマシタノデ、是ニ対処スル為ニ、機ニ臨ン
 デ諸種ノ方策ヲ講ズルコトノ必要ヲ生ズルニ至リマシタコトハ皆様
 御承知ノ通りデアリマス。実業教育ニ於キマシテモ、差当リ軍需工
 業ヲ中心トスル機械工業、化学工業、電気工業、採鉱冶金業及海
 運業等ニ於ケル実務者欠乏ノ実情ニ鑑ミマシテ、第七十議會ノ協賛

ヲ經、本年度ヨリ実務者短期養成ノ応急施設ヲ講ジタノデアリマス
 ガ、時局ノ進展ト共ニ、文部省ト致シマシテ更ニ幾多ノ考慮スベキ
 問題ガ簇出スルデアラウト存ズルデアリマス。

殊ニ今回ノ事變ハ、何レ速カラズ何等カノ解決ニ到達スルコトト
 存ジマスガ、然シ、是レニ依ツテ惹キ起サレマシタ国際關係ハ、今
 後益々多難ナモノニナルデアラウト思ハレマスノデ、寧ロ事變後
 ニ於テコソ更ニ重大ナル時局ガ到来シ、而モソレガ相当長期ニ渉ル
 コトヲ覚悟シナケレバナラヌノデワナイカト思フノデアリマス。随
 ツテ、国防上ヨリ見マシテモ、国民経済ノ上ヨリ見マシテモ、外圍ノ
 状勢ニ応ジ、産業的ニ之ニ備フル用意ガナケレバナラヌ筈デアリマ
 ス。仍ツテ之ニ対応シテ実業教育ニ於テモ農、工、商、水産、商船
 等ノ各部門ニ渉リ、夫々如何ナル方策ヲ採ルベキカハ大イニ考慮ヲ
 要スル点デアラウト存ジマスノデ、皆様ノ御意見ニ基キマシテ、適
 切ナル具体的対策ヲ講ジタイト思フノデアリマス。

就キマシテハ、実業教育ト致シマシテ最モ考慮スベキハ、今後産
 業ニ従事スルモノノ質ト量トノ問題デアリマス。兎角従来ニ於テハ
 産業界ト教育界トノ間ニ連繋ガ乏シカッタノデアリマシテ、其ノ結
 果、教育ニ依リ養成スル者ハ、其ノ質ニ於テ産業ノ実情ニ添ハザル
 憾ガアツタコトハ事実デアリマス。併シナガラ、我国ノ産業ガ既ニ
 今日ノ如ク高度ノ発達ヲ遂ゲマシタ情況ノ下ニ於テハ飽クマデ産業
 發展ノ実情ニ即シテ、其ノ質ニ於テ精銳ナル人物ヲ養成シナケレバ、
 興隆止マザル我が国ノ産業ヲ負荷セシムルコトガ出来ナイ状勢ニ在
 ルノデアリマス。

然ラバ我国ノ産業ハ将来ニ於テ如何ナル方面ニ如何ナル発達ヲ遂
 ゲルデアリマセウカ、其ノ見透シニ基キマシテ、夫々如何ナル質ノ
 人物ガ如何ナル量ニ於テ需要セラレルデアリマセウカ、本委員会ノ

御意見ヲ伺ヒタイト存ズルノデアリマス。斯ノ如ク産業ノ大局ニ関シ将来ニ渉ル重大ナル問題ハ、各方面ノ実務ヲ缺掌セラル、皆様ノ御判断ニ挨ツコトガ最モ適当ト存ジマスルノデ、此ノ点ニ就テ十分ナル御審議ガ願ハレ、バ誠ニ仕合せト存ズル次第デアリマス。尚御質疑等ガゴザイマスナラバ何卒御腹蔵ナク御質シ下サイマシテ十分ニ審議ヲ尽シ下サル様御願イ申上ゲマス。

答 申

我が国ハ未曾有ノ時局ニ当面シ国力ヲ挙ゲテ時艱ノ克服ニ邁進シツツアリ実業教育ハ之ニ対処スルニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ益々重大性ヲ加ヘツ、アル我が国ノ国際的地位ニ鑑ミ之ニ備フル方策ヲ講ズルヲ以テ喫緊ノ要務トス本委員会ハ諮問第二号ヲ審議スルニ当ツテ特ニ此ノ点ニ留意セリ、尚実業教育振興ノ一般の方策ニ就テハ曩ニ諮問第一号ニ対シ答申セルヲ以テ政府ハ宜シク両答申ヲ併セ考慮シ適切ナル方策ニ出デラレシコトヲ希望ス

実業教育ノ指標ニ関スル事項

実業教育ハ国策ニ準拠シ国内生産力ノ拡充ニ力ヲ致スト共ニ我が国ノ世界的発展ニ備ヘ特ニ日滿支経済一体ノ確立ヲ期シ之ガ計画運用ノ途ヲ講ズルコト

学校教育ニ関スル事項

- 一、時局ニ鑑ミ産業発展ノ趨勢ニ適合スルヤウ実業学校ヲ全面的ニ増設拡充スルコト
- 二、大学、実業専門学校及中等実業学校ニ於ケル各学科ハ産業ノ実情ニ即シテ検討ヲ加ヘ学科ノ分化、綜合並ニ学科課程、教科内容等ノ刷新ヲ行フコト
- 三、大学及実業専門学校ヲシテ其ノ独自ノ使命ニ鑑ミ産業ノ實際ニ

即スル研究ヲ行ハシムル為研究機構ヲ拡充スルコト

- 四、実業学校教員養成機関ヲ整備シ学資給与等ノ方法ニ依リ人材ヲ集ムルト共ニ再教育施設ヲ拡充シ其ノ資質ヲ向上セシメ且学校教員員ノ待遇ヲ改善スルコト

- 五、大学実業専門学校、中等実業学校及青年学校ニ於テハ相互間ノ連絡ヲ密接ナラシメ上級学校ノ下級学校ニ対スル指導力ヲ強化スルコト

- 六、学校ト産業トノ連繫ヲ一層緊密ニシ相互援助シ各其ノ職能ヲ發揮スルニ努メシムルコト

産業自体ニ於ケル教育ニ関スル事項

実務ニ従事スル青少年ニシテ実業学校教育ヲ受ケザル者ニ対シ産業人トシテノ教育ヲ施ス為左記ノ事項ヲ実施スルコト

- (一) 青年学校就学期間ニアル産業従事者ニ対シテハ青年学校ニ就学セシムル外雇傭者ヲシテ青年学校ト連関シテ産業ノ実務ニ関スル教育指導ヲ行ハシムルコト

- (二) 産業ニ於ケル青少年ノ教育及指導ニ当ル者ハ其ノ資質ニ於テ相当資格アル者ヲ以テスルコト

教育行政ニ関スル事項

- 一、実業教育ヲシテ産業振興ノ国策ニ順応セシムルヤウ中央及地方ニ於ケル実業教育行政機構ヲ統制拡充スルコト
- 二、産業ノ種別ニ応ジ専任督学官、視学官、視学等ノ増員ヲ行フト共ニ其ノ任用資格ヲ拡張シ広ク産業ニ関シ識見アル人物ヲ求め其ノ指導力ヲ充実シ実業教育ヲシテ適切ニ其ノ効果ヲ發揮セシムルコト

農業教育ニ関スル事項

- 一、国内ニ於ケル農林業経営ノ改善ニ応ジ又大陸ニ於ケル農林業開

発任ズル人材ヲ養成センガ為各段階ノ斯教育ヲ全面的ニ拡大スルコト

二、 農林業経営ノ改善ニ資スル為農林業經濟ノ合理化、有畜農法ノ強化、獸医事衛生ノ普及機械化ノ促進、農山村工業ノ振興等ニ関スル教育ニ留意スルコト

三、 農業専門学校及中等農業学校ニ於テ特ニ移植民ニ関スル研究訓練ヲ行ハシメ關係当局ト緊密ナル連絡ヲ保チ移植民ノ指導ニ任ズベキ者ノ養成ヲ図ルコト

四、 新ニ拓殖専門学校ヲ設置シ海外開拓ニ当ル技術者ノ養成ニ力ムルコト

工業教育ニ関スル事項

一、 工業教育機關ハ全般的ニ拡充整備スル必要ヲ認ムルモ時局対策トシテハ左記工業部門ノ技術ニ携ハル各段階ノ人物ノ育成ニ特ニ留意スルコト

(一) 機械工業 特ニ工作機械、自動車、航空機竝ニ化学工業用機械ニ関スル工業

(二) 艦船工業

(三) 採鉱及冶金工業

(四) 化学工業 特ニ燃料電氣化学有機合成ニ関スル工業

(五) 電氣工業 特ニ電氣通信

二、 満支ノ資源開発ノ為、特別ノ工業教育ヲ必要トシ特ニ採鉱土木等ニ関シ之ニ適応スル教育ヲ施スコト

三、 中小工業ノ振興ヲ図ル為左記事項ニ留意スルコト

(一) 地方産業ニ即シテ低度工業学校ヲ増設スルコト

(二) 工業ニ関スル組合ヲ利導シテ従業員ノ教育ニ努メシムルコト

(三) 大企業ヲシテ密接ナル關係ニアル中小企業従業員ノ教育指導

ニ尽力ヲセシムルコト

(四) 必要ナル個所ニ工業専門学校ヲ増設シ単科学校ノ設置ヲ考慮スルコト

差当リ東京、大阪ニ内容充実セル工業専門学校ヲ設置スルコト

商業教育ニ関スル事項

一、 商業ニ関スル諸教育機關ヲ拡充増設シ特ニ外国貿易ノ振興ニ重キヲ置クコト

二、 商業教育ハ特ニ左記事項ニ留意スルコト

(一) 訓練ニ於テハ強健ナル体軀ト進取ノ氣象ヲ養ヒ祖国ヲ愛スルト共ニ移住地ノ副利発展ヲ念トシ融和協調ノ精神ヲ涵養スルコト

(二) 学科目ニ於テハ特ニ我が經濟發展ノ対象トナル地域ニ関スル知識ヲ与フルコト

(三) 外国語ハ実用ニ重キヲ置キ英語ノ外支那語、和蘭語、馬來語、西班牙語、葡萄牙語等ニ付選択教授スルコト

(四) 教員及生徒ノ現地見学ヲ奨励シ卒業者ニ対スル現地教育機關ヲ整備スルコト

商船教育ニ関スル事項

一、 商船教育ノ制度及内容ヲ改善充実スルコト

二、 商船学校ニ於ケル機關科生徒ノ定員ヲ増加スルコト

三、 普通海員養成機關ヲ整備シ特ニ其ノ精神訓練ニ重キヲ置キ教育組織ヲ強化スルコト

四、 海事思想普及徹底ニ一層努ムルコト

水産教育ニ関スル事項

一、 時局ニ対応スル為此ノ際特ニ水産ト国民ノ栄養、國際貸借竝ニ海外発展トノ關係ニ付国民ノ認識ヲ徹底セシメ当事者ノ自覚ト努

力トヲ促スコト

三、各段階ノ水産教育機関ヲ増設シ特ニ水産加工、水産化学、水産
經濟等ニ関スル学科ヲ創設拡充スルコト

三、漁村竝ニ水産業ノ刷新發展ヲ図ル為左ノ事項ヲ実施スルコト

(一) 地方ノ実情ニ適スル低度水産学校ノ設置

(二) 水産青年学校ノ普及竝ニ其教育内容ノ改善

(三) 水産青年学校教員ノ養成

(四) 海軍予備員制度ノ拡充

(五) 漁船々員特ニ遠洋漁業竝ニ在外漁業従業員ノ資質改善ニ関ス
ル施設

(五―七) 昭和十三年八月十八日 中央失業対策委員会答申

昭和十三年八月 一日 発職第四四号諮問

諮 問

厚生省発職第四四号

中央失業対策委員会

支那事変特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ發生スベキ失業ノ防止及救済ノ
為施設スベキ方策如何

昭和十三年八月一日

厚生大臣 候爵 木戸 幸 一

說 明

支那事変特ニ今次強化セラレツツアル物資動員ノ為其ノ關係産業方
面ニ於テハ多数ノ失業者ヲ出スベキ状勢ニアリ挙国一致持久ノ態勢
ヲ堅持スルノ要益緊切ナルノ秋ニ之ガ防止救済ハ焦眉ノ急務トス
右ニ関スル有効適切ナル方策ニ付審議アラムコトヲ望ム

答 申

發失委第九号

昭和十三年八月十八日

中央失業対策
委員会会長 候爵 木戸幸一

厚生大臣 候爵 木戸幸一 殿

答申ニ関スル件

昭和十三年八月一日厚生省發職第四四号ヲ以テ諮問相成候支那事
變特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ發生スベキ失業ノ防止及救済ノ為施為
スベキ方策ニ関シ慎重審議ヲ遂ゲ別紙ノ通決議及答申候

追テ右委員会ニ於ケル特別委員長報告要旨一部御參考迄ニ添付致
候

答 申

今次ノ物資動員ノ強化ハ支那事變ニ伴ヒ国家当面ノ急務トシテ已
ムベカラザルニ出デタルモノナルヲ以テ之ニ因リ發生スベキ失業ノ
防止及救済ニ当リテハ宜シク国民ノ理解ヲ深メ協心戮力積極的ニ時
艱ヲ克服スルノ精神ヲ根基ト為スベキハ言フヲ挨タザル処ナルモ其
ノ影響スル処ハ極メテ広汎且多岐ニ亘リ而モ事態ノ推移ニ依リテハ
相当深刻ナラントスルノ虞アルヲ以テ政府ハ速ニ各種産業ノ維持繼
続ノ方途ヲ講ジテ失業ノ防止ニ力ヲ致シ其ノ維持繼續ノ困難ナルモ
ノニ對シテハ転業又ハ就職ノ指導斡旋ヲ為ス等事態ニ應ジテ之ガ防
止救済ニ万全ヲ期シ以テ挙国一致長期戦時態勢ヲ堅持セザルベカラズ
如上ノ方針ニ基キ物資動員ニ伴フ失業ニ對スル応急対策トシテ別
紙要綱ニ掲グル諸方策ノ急施ヲ緊要ナリト認ム

失業対策要綱

第一 一般方策

一、精神的指導

國民精神總動員ノ趣旨ニ鑑ミ殷賑産業關係者ニ對シテハ自重自
制ヲ促スト共ニ積極的ニ失業ノ防止救済ニ協力セシメ不振産業關
係者ニ對シテハ堅忍持久自力更生ノ意氣ヲ振作セシメ拳國一致時
艱ヲ克服スル様指導スルコト

三、軍人遺族家族等ニ對スル斡旋保護

軍人遺族家族竝婦郷軍人ニシテ失業スルノ虞アル者ニ對シテハ
特ニ斡旋保護ニ遺漏ナカラシムルコト

三、対策実施機構ノ整備

中央及地方ニ於テ対策ノ樹立竝實施ニ關スル機關ヲ整備シ且關
係各部門ノ有機的聯絡組織ヲ設クルコト

第二 失業防止方策

一、事業ノ維持及轉換

失業防止ノ為ニハ現在ノ事業ヲ可及的ニ維持スルコトヲ主眼ト
シ必要ニ応ジ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ轉換ヲ指導
スルコト之ガ為左ニ掲グル如キ施設ヲ講ジ必要ニ応ジ補助金ノ交
付等ニ依リ之ヲ促進スルコト

(一) 註文ノ配分及調整

官庁、陸海軍作業庁等ノ発註ハ能フ限り之ヲ不振産業ニ分散セ
シムルト共ニ軍需産業其ノ他殷賑産業ニ於テモ簡易ナル部品、
材料等ハ成ルベク之ヲ不振産業ニ下請セシムル様指導スルコト

(二) 原材料ノ補給

(イ) 不振産業ニ對シ速ニ原材料タル代用品補給ノ円滑ヲ図リ必
要ニ応ジ其ノ配給統制ヲ行フコト

(ロ) 原材料ノ代用品利用ヲ促進スル為研究機關ノ動員、發明獎
勵、代用品生産ノ奨励及使用ノ普及ヲ図ルコト

(ハ) 輸出品ノ副原材料ノ供給ヲ確保スル為必要ナル措置ヲ講ズ

ルコト

(三) 技術及経営ノ改善

中小不振産業ノ維持ヲ図ル為能フ限り之ヲ組織化シテ共同設
備ノ設置、共同受註、代用品共同購入等ヲ行ハシムルト共ニ其
ノ技術竝経営ノ指導ヲ為スコト

(四) 轉換ノ助成

(イ) 中小不振産業ノ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ轉
換ヲ図ル為成ルベク事業者ヲ組織化シテ必要ナル共同設備ノ
設置其ノ他ノ共同施設ヲ行ハシムルコト之ガ為必要ナル機械
其ノ他ノ資材ハ之ヲ優先的ニ供給シテ轉換ヲ促進スルコト

(ロ) 事業ノ轉換ノ為技術指導員ノ設置其ノ他技術指導ノ為必要
ナル施設ヲ講ジ轉換ノ便宜ヲ図ルコト

(ハ) 輸出品ノ轉換ヲ促進スル為新種目ノ輸出品ノ研究指導
奨励ヲ為スノ外新製品ノ海外販路開拓ノ為必要ナル施設ヲ講
ズルコト

(五) 資金ノ融通

(イ) 事業ノ維持又ハ轉換ノ為必要ナル組合ノ事業資金ヲ融通ス
ルコト

(ロ) 事業主ニ對シ其ノ事業ノ維持又ハ轉換ニ必要ナル資金ヲ融
通スルコト

(六) 相談機關ノ整備

事業ノ維持又ハ轉換ノ相談ニ応ズル為商工相談機關ノ整備擴
充ヲ図ルコト

三、解雇調整

失業者ヲ生ズル虞アル産業ニ在リテハ就業時間ノ短縮、休日ノ
増加等ノ方法ニ依リ能フ限り失業者ヲ出サザル措置ヲ講ジ不得已

解雇ヲ為スニ当リテハ從業者ノ個人的事情ヲ斟酌シテ解雇ノ順位ヲ附スル等ノ方法ニ依リ一時ニ多量ノ失業者ヲ出サザル様努ムルコト

第三 失業救済方策

一、就職斡旋

職業紹介機関ハ関係方面ト緊密ナル聯絡ヲ図リ特ニ就職斡旋ニ関シ萬全ノ措置ヲ講ズルコト

職業紹介所ニ於テハ事業主ヲシテ予メ解雇セントスル人員、解雇ノ時期、解雇ノ順位等ヲ申出デシメ一方離職後直ニ就職セシメ得ル様軍需産業其ノ他需要アル方面ニ積極的ニ雇傭口ノ開拓ヲ為シテ迅速円滑ナル就職ヲ図ルコト

就職ノ為移動ヲ要スル者ニ對シテハ必要ニ応ジテ旅費、支度金ノ立替ヲ為スノ外宿舍ノ新設又ハ斡旋ニ努ムルコト必要ニ応ジ職業紹介機関ヲ拡充シ専門ノ部門ヲ設クルコト

二、殷賑産業ノ雇傭勸奨

軍需工業其ノ他殷賑産業ニ對シテハ交替制ヲ採用スル等ノ方法ニ依リ速ニ能フ限リ雇傭ノ量ヲ増加スルト共ニ其ノ採用標準等ヲ緩和シテ失業者ヲ優先的ニ採用スル様指導スルコト

必要ニ応ジ雇傭ノ強制ヲ為ス方途ヲ講ズルコト

三、職業補導施設

失業者ノ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ノ職業補導施設ヲ拡充スルコト

公私団体等ノ職業補導施設ノ拡充又ハ新設ヲ為サシムルノ外民間事業場等ニ委託シ各種ノ補導ヲ行ハシムルコト

四、授産施設

年齢、前職関係等ヨリシテ他ニ転職スルコト困難ナル者ノ生活

保護ノ為公私団体ノ授産施設ヲ拡充又ハ新設セシメ官公署並軍需産業ト聯絡シ其ノ発註品及其ノ他ノ生産ヲ為サシムルコト

右ノ場合直ニ市場ニ消化シ得ザルモノヲ生ジタルトキハ政府ニ於テ買上グル等ノ方途ヲ講ズルコト

五、内職ノ助成

失業者及其ノ家族ノ生活保護ノ為軍需関係其ノ他ノ下請品ノ内職ヲ斡旋指導スルコト

必要ニ応ジ協同作業組合等ヲ組織セシメ取引ノ統制材料ノ配給技術習得等ニ関シ指導助成スルコト

六、帰農ノ勸奨

軍需工場等ニ転職シ得ザル失業者ニ付テハ其ノ個人的事情並郷先ノ状況ニ依リ帰農スルヲ適当ト認メラルル者ニ對シ之ガ斡旋指導ヲ為スコト

七、移住奨励

移民ニ適スル者ニ付テハ移住ヲ奨励シ必要ニ応ジ移民訓練所等ヲ設クルコト

八、官公營事業等ニ依ル救済

官公署及官公營事業ニ出来得ル限リ失業者ヲ吸収セシメ更ニ失業ノ情勢ニ応ジ土木事業、開墾事業、造林事業等ニシテ動員物資ヲ使用セザル失業応急事業ヲ興スコト尚労働奉仕ノ実施ニ當リテハ失業者ノ就職ニ支障ヲ来サザル様考慮スルコト

九、一般救護ニ関スル施設

他ノ方策ニ依リ救済スルコト能ハザル者及其ノ家族ニ對シテハ生業扶助、生活扶助又ハ医療等各種救護ノ方途ヲ講ズルコト
右ノ場合社会事業団体、方面委員其ノ他各種社会施設ノ活動ヲ促スコト

十、前各項ノ実施ニ當リ政府ハ必要ニ応ジ予算ヲ計上シ又ハ資金ノ融通ヲ為スコト

昭和十三年八月二十二日

〔五一八〕 協調会徒弟問題研究会

基幹的熟練工ノ重要性トソノ養成ニ就テ

一、緒論

基幹的熟練工トハ、機械工場ニ於テ、中堅職工乃至幹部職工トシテ、最も重要ナル役割ヲナシ、其ノ従事スル職種ニ属スル各般ノ作業ニ遭遇セル際、指導者ナクシテ、単独ニ之ヲ遂行シ得ル技能ト判断力トヲ有スル職工ヲ指ス。即チ自ら最も得意トスル或種ノ技能ニ卓越スルノミナラズ、其ノ職種ニ包含サル各種作業ヲ一通リ修得シ、之ニ関スル綜合的知識技能ヲ有スル多能職工ノ謂デアル。而シテ、基幹的熟練工ハ製作ノ中核トナリ、分業工ヲ率イテ設計考案ノ生産化、製品ノ仕上、作業方法ノ改善、精度ノ保持ニ当ルモノデアル。大量生産ノ要件トシテ機械ノ専門化、作業ノ細分化、単純化ガ提唱実施サレテヨリ以來、基幹的熟練工ノ數ガ激減シタカニ想像サレタガ、事実ハ之ニ反シ、爾余ノ職工ニ對シテ、一定ノ比率ヲ以ツテ増加シ、時ニ却ツテソノ比率ノ増加ノ傾向サヘ示シテイル。最近ニ於ケル我が國ノ生産力拡充ニ際シテモ、産業界ニ於テ最も強ク要求サレ、ソノ不足ヲ痛感サレテイル者ハ、實ニ上記ノ意味ニ於ケル熟練工デアル。勿論數ニ於テハ特種ノ業種或ハ一作業ニノミ堪能ナル分業工、半熟練工ガヨリ多ク需要サレテイルコトハ事実デアルガ、而モナオ生産ノ中心ヲナス者ハ依然トシテ基幹的熟練工デアリ、分業工、半熟練工ハソノ補助的作用ヲ當ムニ過ギナイノデアアル。蓋シ

現在ノ如キ高度ノ分業化作業ニ於テモ、左記ノ如キ作業ハイズレモ綜合的知識技能ヲ有スル基幹的熟練工ニヨツテノミ為サレルモノデカラデアル。

(イ) 分業工ノ製作ニカ、ル部分品ノ組立調整及其ノ製品ノ精度性能ノ保持

(ロ) 各種工作機械其ノ他重要機械類ノ据付調節

(ハ) 各種ノ修繕作業

(ニ) 分業工ノ使用スルジグ、ゲージ、押型、落シ槌型、刃物等、

工具類ノ考案製作

(ホ) 新規マタハ突発的作業ノ遂行

(ヘ) 分業工ノ指導

然ルニ我が國ニ於テハ、最近ニ於ケル熟練工ノ欠乏ニ對シ、分業工或ハ半熟練工ノ応急的養成方策ハ樹立サレタガ、基幹的熟練工ノ養成ニツイテハ、未ダ何等ノ具体策モ講ゼラレテイナイコトハ、甚ダ遺憾トスルトコロデアル。

特定ノ専門作業ニノミ従事スル分業工或ハ半熟練工ハ、半ケ年乃至一ケ年ノ短期熟練ニヨリテモ、一応ノ熟練ニ達シ得ルガ故、其ノ養成ハサシテ困難デハナク、企業家ニ之ヲ委ネ或ハ多少ノ援助ヲ与フル程度デモ、目的ハ達シ得ラレルガ、基幹的熟練工ノ養成ニツイテハ、国家並ニ企業家ニ於テ、特別ノ配慮ヲ必要トスル。何トナレバ基幹的熟練工ノ養成ニ當ツテハ、其ノ従事スベキ職種ニ關聯アル各種ノ機械ノ取扱及作業方法ニツキ、長期間ニ亘ル広範圍ノ組織的熟練ヲ要シ、併セテコレニ關スル理論ノ把握ヲ必要トスルカラデアル。歐米各國ニ於テハ、夙ニ一國産業振興ノ必須条件トシテ、基幹的熟練工養成ニ着眼シ、国家トシテ一定ノ方策ヲ樹テ、適切ナル助長策ヲ講ズルト同時ニ、徒弟法其ノ他ノ法律ニ依リ、企業家ニ對シ、

将来基幹的熟練工タルベキ徒弟ノ養成ヲ義務ツケ、著シキ效果ヲ収メテイルガ、之ニ反シ、我国ニ於テハ未ダ一定ノ方策ナク、徒弟ノ保護教育ノ上ヨリ不備ノ点ガ決シテ尠クナイ。

元來基幹的熟練工養成ノ方法トシテハ、現在ニ於テモ尚合理的ニテ完全ナル徒弟制度ニヨルヲ捷徑トシ、此ノ制度ニヨル時ハ、最モ經濟的ニ、且ツ普遍的ニ実効ヲアゲルコトガ出来ル。欧米ノ先進工業国ガイズレモ徒弟制度ノ整備充實ニ多大ノ努力ヲ払ツテイルノモコレガ為デアアル。

我が国ニ於テハ、一部大規模工場ニ於テ、経営上ノ必要ヨリ、熟練工養成ヲ目的トスル見習工制度ヲ設クルモノアルモ、ソノ数極メテ少数ナルノミナラズ、屢々自個ノ利害ニ捉ワル、コト多ク、中小工業ニ於テハ、依然トシテ旧式ナル徒弟養成法ガ慣行サレ、系統的、能率的、学理的ニ知識技能ヲ修得スル機会ナク、且ツ徒弟ノ教護保健ノ上ヨリ見テ遺憾ノ点ガ尠クナイ。

茲ニ於テ向後我国産業ノ質的変化ニ備エ、技術水準ヲ急速ニ高メ、生産力ノ拡充ヲ期シ軍備ノ充實ヲ図ランガためニハ、之ヲ従来ノ如ク企業各自ノ恣意ニ委ネルコトナク、先ヅ政府ニ於テ速ニ一定ノ方策ヲ樹立シ、包括的養成規程ヲ示シ民間ノ協力ヲ求メ、以ツテ官民一致基幹的熟練工ノ養成ニ当ルコトガ刻下ノ急務デアアル。

二、基幹的熟練工養成ノ必要ナル諸理由

一、我が国産業ノ質的轉換 我が国ノ産業ハ向後益々量ヨリ質ニ、粗ヨリ精ニ移行セザレバ、ソノ發展ヲ期シ得ザル運命ニアリ。イマ試ミニ、最近数年間ニ於ケル我国工業ノ構成変化ヲ見ルニ、昭和七年滿洲事變ノ勃發後急激ナル編成替ガ行ハレ、機械器具、金屬等ノ重工業ノ比重ガ急速ニ増大シタ。スナワチ、商工省工場統計表ノ

示ストコロニヨレバ、昭和四年ヨリ昭和十一年ニ致ル七個年間に於テ、全工業生産額ノ中ニ占ムル紡績工業ノ比重ハ、三八・八%ヨリ一三・一%ニ、金屬ハ八・九%ヨリ一七・三%ニ、右兩者ヲ合シタル重工業部門ハ一七・七%ヨリ三〇・四%ヘト増大シ、紡績工業ヲ遙カニ凌駕スルニ至ツタ。

カクノ如ク、我が国産業機構ニ於ケル重工業ノ相對的地位ハ急激ニ上昇シツ、アルガ、ソノ技術的水準ハ、欧米ノ先進工業国ニ比シ遙カニ低イ。コノ事實ハ我国ノ機械器具類ノ貿易内容ノ一瞥ニヨツテモ明瞭デアリ、輸出ガ概シテ粗製品乃至下級品デアアルノニ反シ、輸入ハ高級品精密品ニヨツテ占メラレ、ソノ絶対額ハ、累年増加ノ趨勢ヲ示シテイル。而シテコレガ国際收支ノ上ニ占ムル地位ハ決シテ輕視スルコトガ出来ナイ。

カ、ル技術的水準ノ立遅レヲ挽回シ、製品ノ質的向上ヲ図ルためニハ、多面的經驗ト技能ヲ有シ獨創力ニ富ム基幹的熟練工ニ揆ツトコロガ甚ダ多イ。

マタ事變下ニ於テ、異常ニ拡大サレツ、アル生産設備並ニ労働力ヲ如何ニ轉換スベキカハ、此後ニ残サレタ重要問題デアアルガ、之ガ方策トシテハ、獨特ノ發明考案ヲ奨励シテ、新規ノ産業ヲ興シ、良質廉価ノ新製品ヲ海外ニ輸出スル外ニ途ガナイ。「新規ノ發明考案ニ依ル新興産業ハ常ニ労働力ノ熟練化ヲ前提トス」トイワレテイルガ、カカル發明考案ノ産業化、獨創的産業ヘノ轉換ヲ図ルニツキ、最モ必要トサレルモノハ基幹的熟練工デアアル。

二、能率ノ増進企業の改善 産業能率ノ増進、経営ノ合理化ヲ図ルためニハ、生産技術上ノ多面的經驗ト、各作業間ノ相關的理解トヲ有スル基幹的熟練工ヲ必要トス。即チ製作上ノ能率化並作業方法ノ改善ニツキ、常ニ適切ナル暗示ヲ与ヘ有効ナル協力ヲ為シ得ル者

ハ常ニ斯ノ種ノ職工デアル。マタ原料、動力、燃料等ノ無駄ヲ省キ、仕損ジヲ減ジ、災害ヲ防止スル等ニヨリ、原価ヲ低廉ニスルコトモ、一ニソノ工夫ト指導ノ如何ニヨルノデアル。

能率ノ増進ニツキ、最も基本的ナルハ、作業ニ対スル興味ト誇ノ有無デアルガ、基幹的熟練工ノ職能ハ総合的ニシテ、多面性ヲ持つガタメ、自然仕事ニ対シテ興味ヲ持ち能動的トナリ、能率ノ上ニ影響スルトコロガ甚ダ多イ。

基幹的熟練工ハマタ広範囲ノ基礎訓練ヲ受ケ居ルガタメ、一ツノ作業ヨリ他ノ作業ヘノ転換又ハ新規作業ヘノ適応ハ比較的容易デアル。故ニ全職工中一定割合ノ優秀ナル基幹的熟練工ヲ保有シテ居レバ、企業ノ運営ニ弾力性ヲ持タセ、好況不況ニ拘ラズ行詰ヲ速カニ打開スルコトガ出来ル。特ニ此後ノ重工業ヘノ躍進、マタ来ルベキ事変後ノ産業転換期ニ於テ、カ、ル職工ノ有無ハ結局ニ於テ企業ノ盛衰ヲ決スル鍵トナルデアラウ。

三、労資協調 基幹的熟練工タルニハ、長期間ニ亘ル広範囲ノ訓練ヲ必要トスルガ故、勢ヒ徒弟トシテ同一工場ニ長ク勤務シ、所謂子伺ノ職工トシテ、該工場並ニ企業主ト、特別ノ親密關係ヲ保ツ者ガ多イ。ソノ結果、両者ハ単ナル物質的關係ヲ離レ、精神的ニ相結び、相依り相扶ケテ事業ノ発展ヲ期スルニ至ル。而シテ、ソノ協調精神ガヤガテハ、他ノ所謂外来職工ノ気風ニモ影響シ、労働移動ヲ防止シ、無用ノ粉争ヲ避ケ、産業協力ノ実ヲアグルニ欠クベカラザル因子トナル。

四、失業対策ノ不況轉換策 不況ニ際シテ失業スル職工ノ多クハ不熟練工、分業工等デアルガ、基幹的熟練工ハ養成ニ困難ナルト、互換性、適応性多キヲ以テ、企業家ハ容易ニ之ヲ手離サナイ。仮令一時失業スルコトモ、直チニ他ノ類似作業ニ吸収サレ、或ハ過去ノ

経験ヲ基礎ニシテ、時代ニ応ズル新規ノ職種ノ自営モ可能デアルカラ、容易ニ不況ヲ切り抜ケルコトガ出来ル。

尚基幹的熟練工ハ、前述ノ如ク独創的ナル新規ノ産業ヲ開拓スル能力ヲ有シ、自ラ失業ノ憂鬱キノミナラズ、他ノ不熟練工、分業工等ニ就職ノ機会ヲ与ヘ得ルヲ以テ、カ、ル職工ヲ養成シテ置クコトハ、不況轉換策、景氣回復策トシテハ、最も有効ナル方法デアル。コノ点ハ事変後ノ対策トシテ特ニ考慮ノ必要ガアル。

近來米國ニ於テ、失業者ノ多数ガ、好況時代ニ激増セル不熟練工、分業工、半熟練工ナルコトヲ知り、ソノ失業対策、或ハ不況轉換策トシテ、積極的ニ基幹的熟練工ノ養成ニ努力シテイルコトハ注目ニ値スル。

五、中小工業振興 中小工場ニハ、自家独特ノ製品ノ製作ニ当ルモノ、雑多ナ製品ノ需要ニ応ズルモノ、大工場ノ下請作業ヲナスモノ等種々アルガ、イズレニシテモ、独自ノ工夫ト、入念ナル工作ヲナスヲ以テソノ特色トナス。マタ新規工業ヘノ転換、時ノ景況ニ応ズル事業ノ調節、即チ仕事ニ対スル融通性、適応性、弾力性ノ如何ガスノ種工業ノ成否ヲ決スル。茲ニ於テ、中小工場ハ特ニ基幹的熟練工ニ依存スルコト多ク、ソノ振興策ノ最タルモノハ、正ニカ、ル職工ノ養成デナクテハナラヌ。

六、国防ノ強化拡充 国防ハ世界ノ大勢ヨリ見テ、此後益々強化拡充ノ要アリ、殊ニ、今次事変ノ経験ヨリスルモ、科学的戦術ニ応ズル軍備ノ機械化ハ、愈々重要性ヲ増スニ至ツタ。而シテ平時ニ於テハ、兵器其ノ他ノ軍需品ノ高度化ヲ図リ、戦時ニ於テハ、分業工不熟練工ヲ指導シテ、之ガ急激ナル生産擴張ニ当リ、更ニ戦地ニ於テハ迅速適確ナル修理ヲナスガ如キ、イズレモ優秀多能ナル基幹的熟練工ノ力ニ挨タザルヲ得ナイ。之ナクシテ、軍用機材ノ円滑且ツ

十分ナル供給ヲ期スルコトハ絶対ニ不可能ナル。

七、満支ノ産業開發 満支ノ豊富ナル資源ヲ利用シ、産業ヲ開發スルニ當ツテ、人的要素ノ重要ナルコトハ多言ヲ要シナイガ、特ニ重工業ノ振興、新規工業ノ開拓ニツイテハ、先ヅ不熟練ナル多数ノ満支労働者ヲ率イテ各種ノ生産ニ当ルベキ多能ナル職工ヲ養成供給スルコトガ肝要ナル。単ニ一機械ノミヲ操縦シ得ル分業工、半熟練工ハ彼地ニ於テモ養成シ得ラレルガ、総合的知識技能ヲ必要トスル基幹的熟練工ハ、萬般ノ生産機構ノ整ツタ我が国ニ於テ養成スルノ外ニ途ガナイ。

八、分業工、半熟練工ノ速成 執レノ工業ニ於テモ、従業員中多数ヲ占ムル者ハ、補助的作業ヲ営ム分業工、又ハ半熟練工デアルガ、特ニソノ数ハ同一規格品ノ大量生産ヲ行フ工業方面ニ多イ。斯ノ種ノ職工ハ、基幹的熟練工ノ指揮ノ下ニ正確迅速ニ特定ノ分担作業ヲ反復遂行スルヲ任トスルガ故、ソノ技術指導ハ、其ノ方法宜シキニ叶ヘバ、極メテ短日月ニシテ目的ヲ達スルコトガ出来ル。即チ作業方法ノ科学的研究ト合理的ナル指導法ニヨレバ、数ヶ月ニシテ未経験者ヲ斯ノ種職工ニ速成スルコトガ可能ナル。

而シテ、之ガ養成ヲ特殊ノ養成機関ニ於テナスト、工場内ニ於テナストニ拘ラズ、直接ソノ衝ニ當リ、有効適切ナル指導ヲナシ得ル者ハ基幹的熟練工デアル。故ニ此後益々分業工、半熟練工ノ大量の速成ヲ要望セラル、際、之ガ先決条件トシテ基幹的熟練工ノ養成ハ特ニ慎重ニ考慮サルベキデアル。

九、円満ナル産業人 現在及将来ニ亘リ、躍進日本ノ産業ヲ担フテ立ツベキ中堅職工ハ、従来ノ如ク徒ニ因襲ニ囚ハレ私利ヲ事トシ、向上心乏シキ偏狹卑屈ナル者デアッテハナラヌ。

新時代ノ中堅職工タルニハ、先ヅ、産業報國ノ精神ヲ味得シ、自

己ノ社会的機能ヲ自覚シ、確信ト信念ヲ以ツテ、部下ヲ教導スル能力アル者デナケレバナラヌ。

我が国ノ産業ヲ質的ニ向上シ、マタ多面的ニ發展セシムルニツキ、工人ノ獨創性、融通性、考案工夫ニ俟ツトコロ大ナルコトハ前述ノ如クデアルガ、カ、ル性能ハ、人間教養ノ幅ノ広サト、豊富ナル知識經驗ニ由来スルモノニシテ、之ヲ一朝一夕ノ効ニ求ムルコトハ困難ナル。

マタ仕事ニ対スル興味ト、誇及研究心ノ有無ハ、生産ノ結果ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノデアルガ、カ、ル積極的精神モ、基礎的教育訓練ト長期間ニ亘ル各種ノ体験ナシニハ、涵養シ得ザルモノデアル。要スルニ、新時代ノ中堅産業人トシテ欠クベカラザルモノハ、練リ上ゲラレタ確固タル精神ト、総合的ナ知識技能デアルガ、カ、ル要件ヲ最モ多ク具備スベキ者ハ、基幹的熟練工デアル。カルガ故ニ、基幹的熟練工ノ養成コソハ、正ニ此後ノ産業國策上ノ首位ヲ占ムベキモノデアル。

三、基幹的熟練工養成制度要綱

一、基幹的熟練工ノ養成ハ、徒弟制度ニヨルヲ最適トスレドモ、従来ノ徒弟制度ニハ種々ノ欠陥アルヲ以ツテ、本要綱ニ於テハ其ノ欠陥ヲ矯メ、新シキ指導精神ニヨル徒弟制度ヲ樹立シ、之ガ基準ヲ示サンコトニツトメタ。即チ徒弟養成ノ目的ハ「工場主ガ徒弟ニ対シ、系統的ニ技術訓練ヲ与ヘ、且ツソノ品性ノ陶冶ト保健ノ責ニ任ジ、以ツテ健全ナル基幹的熟練工ヲ養成スル」コトニアリトシ、総テノ制度コレニ基イテ、規制サルベキモノナリトノ精神ニヨツテ立案サレタモノデアル。

尚文中「徒弟」トアルハ長期間養成ノ対象トナルモノニシテ、大

工場等ニ於テ通例「見習工」トイフモノト同義デアアル。

二、本制度適用の範圍 本制度ハ、常時三十名以上ノ職工ヲ使用スル重工業關係工場ニ適用シ、漸ヲ追ツテ他ニモ及ボスモノトスルコト。

三、徒弟採用試験 満十四才乃至満十六才トスルコト。

四、徒弟期間 三ケ年乃至五ケ年トスルコト。

五、試傭期間 六ケ月以内トスルコト。

六、労働時間 徒弟ノ訓練、学習、保健等ニ妨ゲナキヤウ適當ニ労働時間ノ制限按配ヲナシ、特別ノ事由ナキ限り早出残業ヲ禁ジ、適當ナル休憩時間ヲ設クルコト。

七、請負作業 徒弟ノ作業ガ教育的意義ヲ有スル故ヲ以テ徒弟期間中少クトモ前二ケ年ハ請負作業ヲ禁止スルコト。

八、徒弟ノ賃金其ノ他 徒弟ノ賃銀、保証金、貯金其他ノ金品ニ關スル權利ヲ確保シ、之ガ保管ニ關スル規定ヲ設クルコト。

九、徒弟ヲ養成シ得ル工場主ノ資格

(一) 左記事項ヲ具シテ關係官庁ニ届出デ、審査ニ合格セル者ヲ以ツテ有資格者トナスコト。

1、工場主又ハ訓育代理者ニ關スル事項

2、従業員数

3、主タル生産品種及生産額

4、徒弟ノ員数及年齢

5、教育訓練ノ内容、方法及期間

6、就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間

7、休日及休憩ニ關スル事項

8、品性修養及保健ニ關スル監督ノ方法

9、災害予防ノ方法

10、給与ノ方法

11、徒弟契約ノ条項

(二) 工場主ガ犯罪ニヨリ処罰サレタル場合、反覆徒弟養成ノ義務ヲ怠リ徒弟契約ニ違反シタル場合、又ハ訓育ノ能力ヲ失イタル場合ハ、養成ノ資格ヲ喪失スルモノトスルコト。

一〇 訓育代理者 工場主ハ他ノ者ヲシテ、直接徒弟訓育ニ当ラシムルコトヲ得、但シ、其ノ選任ニツイテハ行政官庁ノ認可ヲ受クルコト。

一一、工場主ノ徒弟ニ對スル義務

(一) 工場主ハ自ラ徒弟ノ訓育者ヲ以テ任ジ、産業報國精神ノ涵養ニ力ムベキコト。

(二) 継続的、合理的ナル技術訓練ヲ与フベキコト。

(三) 保健、衛生、安全上障害アル作業ニ従事セシメザルコト。

(四) 素行ノ監督及品性ノ陶冶ヲナスベキコト。

(五) 職業的訓練ニ直接關係ナキ仕事ニ使用セザルコト。

(六) 一週四時間以上、青年学校又ハ之ニ準ズベキ学校ニ通学セシムベキコト。

但シ作業時間中通学ノ際ハ賃銀ヲ控除スベカラザルコト。

(七) 徒弟修了資格審査ヲ受ケシムベキコト。

(八) 苛酷ナル体刑及過度ノ使用ハ之ヲ禁止スルコト。

(九) 妄リニ解雇又ハ転職セシメザルコト。

一二、徒弟ノ義務

(一) 工場主ノ命ニ從ヒ忠実勤勉ニ勞務ニ服シ、且ツ青年学校其他ニ於テ所定ノ教育ヲ受クベキコト。

(二) 所屬工場ノ營業上及製作上機密ヲ漏洩セザルコト。

(三) 十分ナル理由ナクシテ、契約滿了前ニ他ニ転出セザルコト。

(四) 十分ナル理由又ハ特別ナル許可ナクシテ、欠勤遅刻ヲナスベカラザルコト。

(五) 徒弟期間ノ終末ニ於テ、徒弟修了資格審査ヲ受クベキコト。
一三、届出 工場主徒弟ヲ採用、又ハ解雇シタルトキ及徒弟期間ヲ修了シタルトキハ、左記事項ヲ具シテ其旨直ニ関係官庁ニ届出ズルコト。

一、姓名 二、年齢 三、員数 四、職種

一四、徒弟二関スル特別登録制度 第九項及第十三項ニヨル届出ヲ受ケタル関係官庁ハ、徒弟養成計画ニ資センガため、之ガ特別ノ登録制度ヲ設クベキコト。

一五、徒弟修了証書及資格審査 工場主ノ申告ニ基キ、青年学校及之ニ準ズベキ学校ニ於ケル成績ニ照シ、徒弟委員会又ハ関係官庁ニ於テ、資格審査ノ結果、徒弟修了証書ヲ交付スルモノトスルコト。

一六、徒弟争奪防止 徒弟養成期間中ノ争奪ハ厳ニ之ヲ禁止シ、工場主及徒弟ガ其ノ義務ヲ履行セズシテ締結シタル新ナル徒弟契約ハ無効トスルコト。

一七、徒弟委員会 徒弟行政ハ、産業、労働、教育ノ諸行政ニ関係スルトコロ多キヲ以テ、各所官庁ハ相協力シ、中央及地方徒弟委員会ノ組織ヲ通ジテ、十分之ガ運用ニ当ルベキコト。

(一) 徒弟委員会ノ構成

イ、中央徒弟委員会ハ関係官庁官吏、産業関係者及学識経験者ヲ以テ組織シ、別ニ専門委員ヲ置クコトヲ得ルコト。

ロ、地方徒弟委員会ハ道府県別ニ之ヲ設置シ、必要ニ応ジ都市及産業団体単位ノモノヲモ設置スルコトヲ得ルコト。

ハ、地方徒弟委員会ノ委員ハ、地方関係官公吏、職業紹介所官吏、青年学校及之ニ準ズル学校関係者、産業団体関係者、工場主及

被備者代表者ノノ他学識経験者ヲ以テ組織スルコト。

(二) 中央徒弟委員会ノ機能

イ、徒弟制度ノ普及奨励指導

ロ、官民間ノ連絡斡旋

ハ、工業別及職種別ニ必要ナル徒弟養成計画ノ樹立

ニ、徒弟養成ニ関スル重要事項ノ審議建策

ホ、必要ナル徒弟関係立法ノ建議

ヘ、徒弟制度ノ調査

ト、徒弟養成ニ関スル助成金下附ニツイテノ審査

(三) 地方徒弟委員会ノ機能

イ、中央徒弟委員会トノ連絡提携

ロ、地方官民間ノ連絡(殊ニ職業紹介機関トノ連絡)

ハ、徒弟養成プランノ作成

ニ、徒弟契約様式ノ作成

ホ、徒弟雇傭条件ノ基準作成

ヘ、徒弟修了ノ審査及修了証書ノ発行

一八、産業団体(特ニ工業組合、同業組合)ト徒弟養成トノ関係 産業団体ニ対シテハ徒弟養成ニ対シ、積極的ニ援助ヲ与ヘ、其ノ目的達成ノためニ協力スベキコトヲ勧奨スルコト。

特ニ左ノ如キ事項ニツイテハ、業者ノ協同ト団体ノ責任ニ於テ実施スベキコトヲ勧奨スルコト。

イ、青年学校又ハ之ニ準ズル学校トノ連絡及ソノ設置、経営

ロ、徒弟養成資金ノ設定

ハ、徒弟養成プランノ研究及教材ノ作成

ニ、各種ノ協同的副利増進施設ノ実施

ホ、所属団体内ノ徒弟ノ技術、品性、健康等ニツイテノ監察指導

へ、工場主ト徒弟間ノ紛争仲裁
一九、青年学校ト徒弟養成トノ關係

イ、青年学校及之ニ準ズル学校ニ於ケル学習ヲ徒弟修了ノ必須条件トナスベキコト。

ロ、徒弟ノ労働時間ハ、就学時間ト就労時間トヲ合計シタルモノニヨリ制限スベキコト。

ハ、工場又ハ工業組合、其他ノ産業団体ニヨル私立青年学校ノ設立ヲ奨励スベキコト。

ニ、学校ハ形式ニ捉ハレズ、教育ヲ實際的効果的ナラシムルコトニ留意スベキコト。

ホ、学校ト工場主トノ連絡ヲ図リ、教育ヲ効果的ナラシムルため、補導会ノ如キ機関ヲ設クルコト。

へ、主要ナル職業ニツイテハ、職種別学校又ハ学級ヲ設クベキコト。

ト、職業科教師ノ任用ニツイテハ、囑託手續其ノ他ヲ簡易化シ、広ク實際家ニ門戸ヲ開放スベキコト。

チ、職業科ノ教師ハ実地経験ヲ不可欠トスルコト。

ニ〇、徒弟ノ保有数 工場主ハ工場ノ種類及規模ニ応ジ、常ニ適當數ノ徒弟ヲ保有スルハモトヨリ、更ニ中央徒弟委員会ノ示ス養成計画ニ従ヒ、国家的見地ヨリ基幹的熟練工養成ニ当ルベキコト。

二一、徒弟及其ノ父兄ノ自覚促進 徒弟ニ対シテハ産業人トシテノ自覚ヲ促シ、基幹的熟練工タルコトノ誇ヲ抱カセ又其ノ父兄ニ対シテハ、目前ノ利ニ捉ハレテ徒弟ノ将来ヲ謬ラシメザランガため、政府ニ於テ特別ノ考慮ヲ払フベキコト。

四、基幹的熟練工養成プランノ例

一、技能訓練

(一) 仕上工

試備期間 六ヶ月 基礎作業 六ヶ月

旋削盤 八ヶ月

形削盤

フライ盤等

機械器具組立テ 四ヶ月 工作機械修繕 四ヶ月

大物機械組立テ 四ヶ月 焼入研磨 六ヶ月

工具組立テ 四ヶ月 修了作品製作 六ヶ月

計 四八ヶ月

(二) 鑄物工

試備期間 六ヶ月 ペンチモールド 八ヶ月

大物 中子作り 四ヶ月 鑄型機械作業 六ヶ月

各種床込メ 八ヶ月 炉及キュボラ 三ヶ月

乾燥鑄型 三ヶ月 試験、砂ノ準備等 五ヶ月

修了作品製作 五ヶ月

計 四八ヶ月

二、職業学科 (職業学科総時間數中各科ノ割合)

數学科 二割 製図及見取り 三割

職業理科 二割 作業科(工作法) 三割

五、時局下ニ於テ特ニ基礎的熟練工ノ

養成ヲ必要スルハ何故カ

一、戦時ニ於テハ何事ヲ差置イテモ先ヅ軍需品ノ大量生産ノタメ、国家ノ全能力ヲ傾注セネバナラヌ。其ノタメニハ今迄ニ数倍スルヨウナ職工ヲ、動員セネバナラヌガ、新ラシク集メラレル職工ノ多クハ不熟練工カ速成ノ分業工、或ハ半熟練工デアル。ダガ、コノ種ノ職工ダケデハ、事実上生産ノ目的ヲ達スルコトガ出来ヌカラ、其ノ増加ニ応ジテ、基幹トナツテ指導ノ任ニ当ルベキ綜合力ヲ持ツタ熟練工ノ数モ、増加セネバナラヌ。コレハ恰モ軍隊ノ方デ戦時体制ニ当リ、補充兵、短期教育兵、其ノ他一般ノ兵ノ増加ニ応ジテ、下士官ノ増加ヲ図ラネバナラヌ事情ト全ク同一デアル。但シ、軍隊ノ方ニハ、多数ノ予後備役ガ控ヘテイテ、急ニ応ジテ、何時デモ増員出来ルヤウニナツテイルガ、工業ノ方ニハサウシタレザーブガナイカラ、殊ニ、近年ハ遊ンデイルヤウナ基幹的熟練工ハ殆ドナイカラ、必要トアレバドウシテモ、新ラシク養成スル外ニハ方法ガナイノデアル。

一、戦時ニ於テハアラル方法ニ訴ヘテ、軍用物資ノ増加ヲ図ラネバナラヌコトハ勿論デアルガ、シカシ、ソレニモ増シテ大切ナコトハ、品質ノ吟味デアル。實際使ヒ物ニナラヌヤウナ不合格品バカリイクラツクツタテ何ニモナラヌ。徒ニ原料ヤ労力ヲ浪費スルバカリデアル。ダガ若シ生産ヲ速成ノ分業工ヤ、半熟練工バカリニ任シテイタラ、サウユフ危険ハ充分ニアリト見ネバナラヌ。ダカラ、矢張り手間ハカ、ツテモ、シツカリシタ基幹工ヲ養成シテ、之ヲ中心ニシテ組立、仕上、調整及ビ製作ノ指導ナドヲヤラセ、精度性能ノ保持ニ当ラセルコトガ、廻リクドイヤウデモ、実ハ一番能率的デ確

実ナ方法ナノデアル。

一、コノ時局ハ、此後相当長ク続クモノト覚悟シナケレバナラヌガ、サスレバ、国際収支ノ關係其他カラ、軍用機材、原料物資ノ供給不足ハ免レナイコトデ、コノ不足ヲ、何ニヨツテ補フカハ、今後ニ残サレタ大問題デアルガ、コレニハ結局人的要素ノ活用、人間能力ノ極度ノ發揮以外ニハ方法ガナイ。ツマリ、発明発見ヤ、工夫改善考案ノ奨励ニヨツテ、少ナイ物資ヲ有効ニ利用スルトカ、代用品ノ製作ヲ図ルトカ、或ハ新原料ノ発見、新製作方法ノ考案ヲスルトカ、ソノ方法ハイロイロアルデアラウガ、イズレニシテモカウシタ新機軸ヲ出ス方面ハ、基礎的熟練ト、広範圍ノ知識技能ト応用力綜合力ノアル基幹的熟練工ノ力ニ俟タネバヤレヌコトデアル。

一、軍用機材、工作機械其ノ他ハ、此後益々完全ナル自給ヲセネバナラヌト思ハレルガ、カウシタ高級精密ナ機械類ノ製作ニ当ル者ハ、一作業ニノミ堪能ナ、応用力ニ乏シイ速成工デハ駄目デアル。新規ノ工夫考案ヲ生産化スル仕事、設計図ニ表ハシ得ヌ微妙ナ加減ヲヨクシ得ル職工ハ、多面的經驗ト綜合力ノアル基幹的熟練工デナケレバナラヌ。

一、サラヌダニ供給不足ノ原料ヲ無駄ニスルコトハ、此際特ニモ警戒セネバナラヌコトデアルガ、現状デハ、可ナリ生産上ニ無駄ガ多ク、仕損ジヤ、不合格デ浪費スル部分ガ相当ニ多イヤウデアル。コレニハ、各種ノ原因ガアルガ、就中大ナル原因ハ、細カナコトニ充分ニ目ガト、キ、直接製作ノ指導監督ヲシテ、仕上ノ吟味ヲヨクシ得ル基幹工ガ欠ケテイルカ、或ハ非常ニ不足シテイルタメデアル。若シ、カウシタ優秀ナ職工ガ控ヘテイレバ、材料、製作、仕上ノ夫々ニ亘ツタ適切ナ注意ヲスルコトガ出来ルカラ、原料、燃料、動力、労力ノ節約ハモトヨリ、機械使用ノ効率ヲ高メ、災害ヲ減ジ、

機械ノ工具ノ破損モ少クシ、能率ヲアゲ、短イ期間内ニ良質ノ物ヲ大量ニ生産スルコトガ可能デアル。ダカラ優秀ナ基幹的熟練工ノ価値トイフモノハ相像以上ニ大キイモノデアル。

一、戦地ニ於テ飛行機、タンク、自動車、機関車、各種兵器類ノ修理ヲスル者ガ不足ナタメ、一寸シタ故障モウマク修繕出来ナイデ、使用サレズニイル物ガ多イト聞イテイルガ、若シ、サウイフコトガアリトスレバ、コレハ実ニ莫大ナ損失デアル。此後何時マデコノ時局ガ続クカ知レヌガ、出来ルダケ早クカウシタ不都合ヲナクスルヤウニシタイモノデアル。ソレニハ、多面的ナ經驗ト知識ノアル基幹工ヲ養成セネバナラヌ。何トナレバ、修繕職工コソ最も多能デ、融通力ノアルコトヲ要求サレルカラデアル。カウシタ職工ヲ養成スルコトガ多ケレバ多イホド、戦争ノ効果ヲ高メルコトガ出来ルワケデアル。

一、最近物資ノ調整ニヨツテ、多数ノ失業者ガ増加シタガ、コノ現象ハ戦争ノ続クカギリ避ケガタイコトダカラ、出来ルダケ多ク転職機会ヲ作ツテヤルコトガ必要デアル。シカシ失業シタ者ガ一作業ノミノ分業工、半熟練工デアル限り融通性、適応性ガナイカラ、转业転職ハ頗ル困難デアル。仮令転職シタトシテモ、其ノ成績ハ芳バシクナイ。若シソレガ広範圍ノ基礎訓練ヲ受ケタ基幹的熟練工デアレバ、一寸シタ再訓練ヲシタダケデモ、充分転職シテ成績ヲアゲテ行くコトガ出来ル。此後カウシタ事態ガ永續スルト見テ、今カラデモサウイフ方向ニ職工ヲ仕立テ、行ケバ、ソレダケ将来ノ社会不安ヲ少クスルコトガ出来ル。殊ニ、軍ノ方面ヨリ見テモ、必要ニ応ジテ、即座ニ軍需品製作ニ転職シ得ルヨウナ融通性アル職工ヲ予テカラ養成シテ置クコトハ、動員計画上非常ニ大切ナコトデアル。

一、支那事变ト併行シテ、北支中支及ビ滿洲ノ經濟工作ガ同時ニ行ハレテイルガ、之ニ要スル基幹的熟練工ノ需要モ莫大ナモノデア。特ニ重工業ノ振興、新規工業ノ開拓ニ当リテハ、不熟練ナ多数ノ滿支労働者ヲ指導スベキ多能ナル基幹工ヲ急速ニ養成シテ送ラネバ間ニ合ハナイ。

我が国ニハ、不足トハイツテモ、尚基幹的熟練工ガ多数居ルガ彼地ニハ、サウシタ種類ノ職工ガ殆ド居ラヌノデアルカラ、ソノ養成ハ經濟工作上必須ノ条件デアル。

一、最後ニ問題トナルノハ、基幹的熟練工ノ養成ノ必要ハ認メルトシテモ、カウイフ時局デアルカラ、ソレヲ出来ルダケ速ク養成スル工夫ガナイカトイフコトデアル。

コレニ対シテハ、軍隊ノ短期訓練ト正規訓練トヲ比較シテ考ヘレバ、明瞭デアアル、戦時ノ際ニハ、短期訓練ノ補充兵ガ激増スルガ、ソレト同時ニ、一方デハ矢張り二ケ年ノ正規的ナ訓練モ行ワレテイ。戦争ノ場合ニ於テサヘモ、軍ノ中堅トナルベキ兵ノ教育ハ、平常ト余リ変ラヌ長サト幅ニ於テ行ハレテイル。コレハ結局、戦闘行為遂行ノタメニアラユル經驗ト知識ガ必要トサレ、単一ノ技能ダケノ修得デハ、結局戦争目的達成ニハ不充分デ、矢張り相当ノ期間ノ訓練ガ必要トサレルカラデアル。

基幹的熟練工ノ養成モ、右ト全ク同一デアリ、余リニ短期間デハ、進歩シタ現代工業ニ応ズル中堅工ハ養成シ得ナイノデ、相当期間、少クトモ三年位ハ、是非トモ訓練ノタメニ費ヤサナケレバ優秀ナ職工ハ得ラレナイ。

昭和十三年十月二十二日

(五一九) 国家総動員法制委員会 (作成)

学校技能者養成令案

第一条 国家総動員法第二十二條ノ規定ニ依ル大学、専門学校、実業学校、青年学校其ノ他之ニ準ズベキ各種学校 (以下学校ト称ス) 又ハ文部大臣ノ主管ニ属スル養成所ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 文部大臣ハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ技能者ノ種類及員数ヲ定メ其ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三条 文部大臣前条ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ学校ノ新設、学生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四条 第二条ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ養成計画ヲ提出スベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル養成計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第五条 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成ヲ命ゼラレタル者ニ対シ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一條ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ学校又ハ養成所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル権限ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第六条 国家総動員法第二十八條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ技能者養成ニ因ル通常生ズベキ損失トス

国家総動員法第二十八條ノ規定ニ依ル損失ノ補償又ハ補助金ノ交付ニ関シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附則

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月二十二日

(五一〇) 国家総動員法制委員会 (作成)

工場事業場技能者養成令案

第一条 国家総動員法第二十二條ノ規定ニ依ル工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ (以下事業主ト称ス) ハ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ為スベシ但シ第一号ニ該当スル事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スルモノ

二 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スルモノニシテ地方長官ノ指定スルモノ

第三条 事業主ノ為スベキ技能者養成ノ員數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 第二条ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者（以下養成工ト称ス）ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際十四年以上十七年以下ノ男子ニシテ高等小学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラルル者ナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五条 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ関スル施設ノ状況其ノ他特別ノ事情ニ因リ妨ゲナキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

第六条 事業主ハ養成工ニ対シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

徳性ノ涵養並ニ知識及技能ヲ授クルニ必要ナル時數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ計画ヲ変更スルトキ亦同ジ

第八条 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ対シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ応ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 事業主ハ十六年未滿ノ養成工ノ養成ニ要スル時間ヲ就業時間ト通ジ一日ニ付十一時間以内トスベシ但シ他ノ法令ノ規定ニ依リ就業時間ノ延長ヲ認メラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十条 事業主ハ何等ノ名儀ヲ以テスルヲ問ハズ養成工ヲシテ養成ヲ行フニ要スル費用ヲ負担セシムルコトヲ得ズ

第十一条 本令ニ規定スルモノノ外事業主ノ行フベキ養成ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ関シ國家總動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第十三条 地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ関シ國家總動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ状況又ハ之ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十四条 國家總動員法第二十八条ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ技能者養成ニ因ル通常生ズベキ損失トス

國家總動員法第二十八条ノ規定ニ依ル損失ノ補償又ハ補助金ノ交付ニ関シ必要ナル規程ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十五条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監、朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附 則

本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

（五十一一） 昭和十三年十月二十九日諮問第三号
昭和十三年十月二十九日

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 磨
文部大臣 男爵 荒 木 貞 夫
拓務大臣 公爵 近 衛 文 磨

国家総動員審議会総裁 公爵 近 衛 文 磨 殿

別紙諮問第三号学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案
要綱ニ対スル貴会ノ意見ヲ諮フ

諮問第三号

学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱

第一 文部大臣ハ大学、専門学校、実業学校、青年学校其ノ他之ニ
準ズベキ各種学校又ハ文部大臣ノ主管ニ属スル養成所ノ管理者又
ハ設立者ニ対シ技能者ノ種類及員数ヲ定メ其ノ養成ヲ命ジ得ルコ
ト

第二 文部大臣技能者ノ養成ニ付必要アリト認ムルトキハ学校又ハ
養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ学科ノ新設、学生生徒定員ノ増
加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ジ得ルコト
第三 文部大臣ハ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ニ対シ養成計画ヲ
提出セシメ必要アリト認ムルトキハ其ノ養成計画ノ変更、命ジ得
ルコト

第四 文部大臣ハ技能者ノ養成ニ関シ報告ヲ徴シ得ルコト
文部大臣ハ技能者ノ養成ニ関シ当該官吏ヲシテ学校又ハ養成所ニ
臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシメ得ルコト

第五 技能者ノ養成ニ関シテハ損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付シ得
ルコト

第六 外地ニ於テモ前各号ニ準ジ本制度ヲ実施スルコト

（五十二） 昭和十三年十月二十九日諮問第四号
昭和十三年十月二十九日

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 磨
商工大臣 池 田 成 彬
拓務大臣 公爵 近 衛 文 磨
厚生大臣 侯爵 木 戸 幸 一

国家総動員審議会総裁 公爵 近 衛 文 磨 殿

別紙諮問第四号工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要
綱ニ対スル貴会ノ意見ヲ諮フ

諮問第四号

工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱

第一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当
スルモノニ技能者養成ノ義務ヲ課スルコト但シ第一号ニ該当スル
事業主ニシテ特別ノ事情アルモノニ付テハ養成義務ヲ免除シ得ル
コト

一 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人
以上使用スルモノ
二 工場又ハ事業場ニ於テ十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人

未滿五十人以上使用スルモノニシテ特ニ厚生大臣ノ指定スルモノ

第二 養成スベキ技能者ノ員數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三 養成工ハ原則トシテ養成開始ノ際年齢十四年以上十七年以下ノ男子ニシテ高等小学校卒業程度以上ノ者ナルコト

第四 養成期間ハ三年トシ施設ノ状況其ノ他特別ノ事情アルトキハ之ヲ二年迄短縮シ得ルコト

第五 事業主ハ養成工ニ対シテ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベキコト

第六 事業主ハ養成計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベキコト

第七 戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ短期ノ養成ヲ命ジ得ルコト

第八 地方長官ハ事業主ニ対シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ジ得ルコト

地方長官ノ命ジ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ応ジ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第九 十六年未滿ノ養成工ノ養成時間ハ就業時間ト通ジ原則トシテ一日ニ付十一時間以内トスルコト

第十 養成ヲ行フニ要スル費用ハ養成工ニ負担セシムルコトヲ得ザルコト

第十一 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ関シ報告ヲ徴シ得ルコト

第十二 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ関シ当該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ状況又ハ之ニ関スル帳簿書類ヲ検査セシメ得ルコト

第十三 技能者ノ養成ニ関シテハ損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付シ

得ルコト

第十四 外地ニ於テモ前各号ニ準ジ本制度ヲ実施スルコト

昭和十三年十一月五日

(五一三) 日本工業協会第十四回全国研究会課題

工場経営上青年学校ニ対スル要望

課題説明

職工養成ノ必要

近頃急速ナ企業拡張ノ結果、甚ダシク職工ノ不足ヲ来シ、タメニ熟練職工ノ争奪ガ行ワレ、中小工業デハ特ニソノ被害ガ甚ダシイ、自工場デ新ラシク職工ヲ養成スル代リニ他工場カラ既ニ一人前ニナッテ居ル熟練工ヲ引キ抜イテ来ルコトガ利益デアリ、マタソレハヤムヲ得ナイ処置ダト考エテ居ル工場ガ尠クナイヨウデアアル。

然ルニ少シクコノ事ニツイテ研究シタ人ハ職工ノ養成方法ガ適當デアレバ、青年ヲソノ従事スル仕事ニ役立ツヨウニ仕上ルニハ、左程多クノ日數ガカカルモノデハナク、存外容易ナモノデアアルコトニ氣付クデアロウ。

既ニ他工場デ永年同種ノ仕事ニ従事シテ居ル所謂熟練工ハ、採用ノ当座コソスグニ役立ッテ調法ナヨウニモ思ワレルガ、多クノ場合ニオイテ、各工場ノ特性即チ所謂家風トモ謂ウベキモノト合致シナイ点ガ多ク、他ノ従業員ノ氣持トシツクリト一ツニナラナイタメニ、工場全体ノ能力ヲ發揮スルノニ尠カラズ妨ゲトナル。

コレハ恰カモ蹴球ナドデ、個人トシテハ極メテ有能ナプレイヤーヲ諸所カラ集メテ来テモ、中々強イチームハデキナイト同様デアアル。所謂鳥合ノ衆ニ過ギナイ。

ソコデ工場ノ健全ヲ発達スルニハ、ドウシテモ氣持ノ純ナ無垢ノ青年ヲ採用シテ、自工場ニ適合スルヨウニ育て上ゲ、コレニ新タニ職業教育ヲ授ケル必要ガ生ズル次第デアアル。

団体トシテ規律ヲ嚴守スル習慣ノ養成

我国ノ工場ヲ歐米ノソレト比較シテ、著シク劣ッテ居ルト思ワレルコトハ、我国デハ命令ガ不徹底デ規律ノ勵行ガ出来難イコトデアアル。

英米ナドノ工場デハ、サゾ各人ノ自由ヲ尊ブデアロウト思ワレルノデアアルガ、事実ハ正反對デ、工場デ上長ノ命令ガ嚴守サレルコトハ実ニ驚クベキ程デアアル。コレハ我国デハ工場ノヨウナ集團的活動ノ普及ガ日猶淺クテ、団体活動ノ訓練ガ不充分ナタメデアアル。

實際我国ホド工場管理ノ困難ナ国ハ無イト称セラレルノモ、コレニ起因スルモノト思ワレル。

ワガ国ノ工業ヲ将来益々発達セシメルタメニハ、国民全体ニ對シ、団体的活動ノ訓練ガ最モ大切デアッテ、ソレニハ規律嚴守ノ習慣ガ何ヨリモ肝要デアアルノハコノタメデアアル。

工場經營ト青年学校

青年学校ニ於ケル教育ハ全国ノ青年ニ對シ、精神作興ノ効果ガアル。従ッテ青年学校ガ将来義務制トナルコトハ、上述ノ意味ニ於テ、我国産業ノ健全ヲ発達上、マコトニ喜バシイ次第デアルト思ワレル。特ニ工場ノ經營者カラ見ルト、青年学校ハ職工ノ教育機關ニ外ナラナイ。シカモノノ通学ガ義務制トナルノデアアルカラ、ソノ教育ノ成績ニツイテハ重大ナ關心ヲ有スルモノデアアル。

ソレデコノ際ノ教育方法ヲ充分ニ研究シテ、工場經營上カラミテ益々コレヲ効果的ナモノトスル必要ノアルコトハ論ヲマタナイ。

コノ課題ノ着眼点

ソレデコノ問題ヲ次ノ課題トシ、各地ニ於テ、速カニ委員会ヲ設置セラレ、熱心ニ檢討ノ上、ソノ成果ヲ次回ノ研究会デ発表セラレルヨウ希望スル。

コノ課題ノ研究方法トシテハ、例ニヨッテナルベクソノ地方ニ於テ、現ニ実施シテ、他ノ参考トナルヨウナ実例ヲ集メ、コレヲ研究ノ資料トセラレルヨウ希望スルノデアアルガ、時恰カモ青年学校教育ノ義務制実施ノ時期モ近い際デアアルカラ、コノ機会ヲ利用シテ、各地ノ現況ヲ紹介スル外ニ将来改善スベキ色々ノ点ヲ列挙シテ、コレヲ全国ニ呼びカケルコトハ、ワガ国工業界ニトッテ甚ダ有意義デアルト思ワレル。

コノ課題ハ青年学校ニ關係ノアル事項ナラバ、何デモ包含サレルノデアアルガ、特ニ工場經營者トシテ、青年学校ヲ職工ノ教育機關トシテ、効果ヲ挙ゲシメルニ必要ナ点ニ重心ヲ置キタイノデアアル。カカル意味カラ注意スベキ諸点ヲ例示スレバ次ノ通りデアアル。

(一) 公立青年学校ハ職工教育機關トシテドンナ長所ト短所ガアルカ。

(二) 青年学校ハナルベク、コレヲ工場專屬トスル方ガ、精神指導ノ上カラモ、有効デアアルコト勿論デアアルガソレガドノ程度各地デ実施サレツツアルカ。

(三) 青年学校ニ於ケル規律ハ其ノママコレヲ工場内ノ規律トシテ実行スルコトガ出来レバ甚ダ都合ト思ワレルガ、ソノ実行方法並ニ实例。

タトエバ工場内ニオケル敬礼ノ仕方、服装ナドハドウスレバヨイカ。

(四) 適当ナ教師ヲ得ルコトハ教育ヲ有効ナラシメルノニ最モ大切

デアルノハ言ウヲマタナイガ、修身及ビ公民科、職業科等ニ
対シテ、ドンナ経歴デドンナ人物ガ適スルカ。

(五) 教師殊ニ職業ノ教師ノ養成方法、工場デ実地ヲ勤メ上ゲタ老
工長ナドノ内ニ、職業科ノ教師トシテ適任者ハナイカ。

(六) 各科目及ビ実習ニ対スル授業時数ハ青年学校ノ現状ガヨイト
思ワレルカ。

(七) 教エ方ニツイテ改良スベキ点、例エバ修身及ビ公民科トソノ
実践トノ関係、又職業科ハ徒ラニ注入的デナク、啓発的デア
ルベキダト思ワレルガソノ方法並ニ実例等。

(八) 職業科ノ教科書ニツイテノ所見

(九) 授業時数トコレヲ授ケルニ適當ナ時刻、例エバ青年学校ノ授
業ノ一部ヲ夜学トスルコトノ可否。

(十) 職業科トシテハドンナコトヲ教エレバヨイカ、例エバ各種ノ
工業ニ共通スル基礎教育ニ重キヲ置クベキカ、或ハ又地方的
産業ニ直接密接ナ関係ヲ有スル事項ヲ教エルベキカ。

(十一) 青年学校ノ実習ハ、生徒ノ所属スル工場ニコレヲ委托スベ
キデアルカ。

(十二) 工場ハ青年学校ノ実習ダケヲ以テ満足スルコトナク、将来
ノ中堅人物ヲ養成スル目的ヲ以テ、各工場デハ別ニ見習工養
成ノタメニ実習ノ制度ヲ確立スル必要ガアルカ。

(十三) 青年学校ノ実習ヲ有効ナラシメルニハドウスレバヨイカ。

(十四) 中小工場ガ工業組合ケドニヨリ、共同ノ青年学校ヲ設ケル
コトノ可否。

(十五) 修業年数ノ適否。

(十六) 校長トシテハドンナ人物ガ適スルカ。

(十七) 其他コレニ類似ノ事項。

(編注『工業ト経済』第六六号、昭和十三年六月号に掲載)

序 文

本資料ハ本会ガ行ウ全国研究会ノ秋季例会、即チ第十四回全国研
究会ノタメニ集メラレタモノデ、十一月四日京都市ニ於イテ開催サ
レル。

資料ハ意外ニ各方面カラ送付サレテ、予期以上ノ充実シタモノガ
出来上ツタコトハ、吾々ノ愉快ニ堪エヌ所デ、資料ヲ送付セラレタ
各団体、各会社、各工場ニ対シテ厚ク感謝ノ意ヲ表スル次第デア
ル。

昭和十三年十一月

日本工業協会

目 次

序 文	一
第十四回研究会課題説明	一
資料提出団体	一
京都工場懇話会	一
新潟県工場協会	五
富山県工場協会聯合会	一五
岐阜県工場会	二〇
神奈川県工場協会	三四
陸軍造兵廠	五四
大阪府工業懇話会	六一
岡山県工場協会	一一四
北海道工場協会	一四八
東京工場懇話会	一六二
愛知県商工振興会	一七一
鉄道省工作局	一七三
兵庫県工業会	一九二

昭和十三年十一月二〇日

(五—一四) 社会大衆党第七回全国大会可決

新建設大綱並に政策(草案、抄)

改正趣旨(省略)

一、建設大綱

一、アジア国民の結合、東亜協同体の建設、日本民族の大陸的發展、資本主義的植民政策並に共產主義の排撃、世界秩序の再建、広義国防の完成

二、土地国家管理、耕作権を確保する土地制度の確立、農業經營の自主的協同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の国家統制、農業立地計画の完成

三、重要産業並金融機關の国営、公益的計画經濟の建設、綜合生産力の増進、生産者の生活を保障する配給組織及雇傭制度の確立、労働生産性の向上、産業再編成の完成

四、国民組織の確立、都市・農村の均衡化、公費勞学教育制の建設、住宅及医療機關の公營普及、国民体位並に科学的文化的水準の向上、国民生活保障機構の完成

五、挙国的政治機構の確立、人材登庸の徹底、建設的言論の尊重、道義的精神の昂揚、日本の世界觀の完成

二、当面の政策(昭和十三年度大会採用)

一、総力国防体制の確立

(目標) 広義国防に立脚して近代的軍需生産力を拡充すると共に、国防と国民生活の融合を計ること。

二、軍事援護事業の完備

(目標) 皇軍將士をして銃後の憂ひなからしむると共に、各般の援護事業を出来るだけ生産活動に密着させること。

1. 軍事扶助費の国庫負担

2. 軍事援護行政の敏活化

3. 職業保障法の強化

4. 民間銃後運動の統一振作

5. 傷病兵保護施設の完備

6. 傷兵職業再教育施設の完備とその計画化

三、行政機構の刷新統一

(目標) 長期建設、国内改新に対応して中央地方の行政機構を改革し、官僚独善の弊を除去し、行政機能の敏活化を計ること。

甲、中央

1. 省及部局の廃合、新設

(イ) 大蔵、商工兩省の統合に依る經濟省、貿易省の新設、(ロ) 經濟省に依る財政、經濟行政の一元運用、(ハ) 貿易省に依る貿易、為替、関税、通商行政の一元運用、(ニ) 宣伝省の新設に依る情報、宣伝の統一、(ホ) 内閣人事局新設に依る人事の一元運用、(ヘ) 内閣予算局新設に依る予算査定
の統一

2. 少数閣僚に依る責任制の樹立

3. 首相を中心とする企画の統一、強化

4. 人材登庸、専門的技能の發揮を眼目とする文官任用令の根本的改正

5. 官吏監察制度の樹立

乙、地方

1. 中央・地方の中間的連絡機關確立

(イ) 經濟地理的管区制の全面的採用、(ロ) 職能別直接連絡主義の採用、(ハ) 右に伴う知事の権限縮小

2. 内閣人事局に依る地方官人事の統一
3. 地方計画の確立

4. 協同組合及公益団体と地方官庁及自治体との有機的協力組織確立

四、議会及選挙制度の改革

(目標) 議会を真の国策審議機関たらしむると共に、選挙制度を簡易化して国民大衆の総意を明確に反映せしむること。

1. 議会制度の刷新

(イ) 審議能率の増進、(ロ) 政府及議会間の有機的連絡

2. 選挙制度の簡易化

(イ) 選挙公営拡充と相伴う大選挙区制の採用、(ロ) 悪質選挙違反に対する罰則の強化、(ハ) 選挙費用限度の徹底的引下、

(ニ) 選挙運動の簡易化

3. 職能代表制を根幹とする貴族院改革

五、生産力拡充の達成

(目標) 営利追及を目的とせざる生産力拡充の機構を確立し、日滿支を一体とする生産計画の実現を促進すること。

1. 生産手段に対する国家統制の積極的発動

(イ) 国家総動員法の全面的活用、(ロ) 増産関係諸法規の全面的活用

2. 石炭鋳業の国営化

3. 鉱石より鋼材に至る鉄鋼業の統一的国営

4. 未開発水力開発計画の確立

5. 代用原料工業の確立

6. パルプ工業の国営

7. 生産力拡充に対応する金融、貿易、陸運、海運の計画的統制

8. 総合生産費引下に依る対外競争力の増大

(イ) 配当制限の徹底、(ロ) 金利及資本費の引下、(ハ) 動力料金の引下、(ニ) 運賃の引下、(ホ) 労働生産力の増進、

(ヘ) 技術及機械設備の改善

9. 科学研究機関の拡充

10. 労働力需給計画の確立

六、財政及物価政策の確立

(目標) 全体の生産力拡充計画に合致する財政機構を確立すると共に、国民所得と国民負担の均衡を計ること。

1. 中央・地方を通ずる税制の根本的改革

(イ) 税制体系の整理統一、(ロ) 戦時特別利得税の設定、

(ハ) 高率累進財産税の設定、(ニ) 土地増価税の設定、(ホ)

耕作者及中小商工業者の過重負担軽減、(ヘ) 地方交付金制度の確立

2. 公債の強制的低利借款

3. 公債強制保有制の採用

4. 生活必需品公定価格制度の確立

5. 生活必需品配給組織の改善

6. 生命保険の国営

7. 酒、麦酒及砂糖の専売

8. 公益事業料金の引下

9. 消費節約、貯蓄奨励政策の計画化

10. 為替水準の堅持

七、農林漁業生産力の拡充

(目標) 長期建設戦は、農林漁業の側から見れば「長期消耗戦」であるが故に、戦時下の軍需民需農産品の計画的増産に農林漁業政策

を帰一せしめること。

1、軍需・内需・輸出農産品の生産計画の樹立

(イ) 食料資源の確保——内地・台湾・朝鮮・満州を貫く食料政策の確立と米穀専売制の実施、(ロ) 畜産資源の確保——内地農業の有畜化の促進と畜産飼料の日満支ブロックの自給化、(ハ) 衣料資源の確保——北支農民対策の確立と「円ブロック」内における棉花増産計画をも含む、(ニ) 輸指向農産原料品の増産計画の確立

2、農産配給統制の確立

(イ) 産業組合法の改正——農林漁業生産協同組合設置の促進、(ロ) 農林漁業諸団体の統制併合——農林漁業の経済団体と指導団体とに整理統合すること、(ハ) 農林漁業金融機関の改善——資本家的乃至地主的金融原則の打破による農林漁業金融機関の創設、(ニ) 農林漁業の綜合国営保険制の創設

3、土地並に水面利用の国家的計画化

(イ) 田畑・山林・牧野・原野・池沼の計画的利用、(ロ) 内水・沿岸・深海・遠洋の各種漁業・漁場の立体的計画化、(ハ) 耕地の交換分合と耕地の部落管理、(ニ) 適種漁業の組合せの合理化と漁業権の整理充実

4、農山漁村の労力利用の合理化

(イ) 共同田植・稚蚕共同飼育・共同育雛・共同調整等による作業の共同化、(ロ) 農業経営の機械化と共同化、(ハ) 漁獲方法、養殖方法、製造加工の改善と作業の共同化、(ニ) 計画的移動労働の組織化、(ホ) 労働報酬の適正化

5、農林漁業経営の計画的立体化

(イ) 農村電化の促進、(ロ) 農林・水産・加工業の立体的組合

せの適正、(ハ) 農業に関する共同施設の徹底的普及、(ニ) 漁業に関する共同施設の徹底的普及

6、農林漁家の諸負担の適正化と小作料の適正化

7、農業生産手段の確保

(イ) 鉄・ガソリン・電動機等の農村必要量配給の確保——農業機械化促進のために、(ロ) 肥料国営の断行

8、農林行政の一元化

(イ) 土地国家管理に依る国家的計画化、(ロ) 治山・治水・河川行政の計画化と行政の一元化

八、集団移民の積極化

(別項議案「移民国策の積極化に関する件」に準ず)

九、転失業対策の計画化

(目標) 所謂犠牲産業の離職者を国家の援護下に職業転換せしむると共に、日満支を一体とする産業再編成の線に沿うて転失業対策を計画化すること。

1、生活保障と相伴う国立職業再訓練所の組織

2、職業の年齢別統制

3、国民登録制の全面的実施

4、国営職業紹介制度の積極的活用

5、物資配給機関としての工業組合制度の確立

6、工業組合及商業組合に依る共同施設の拡充

7、小売業許可制の採用

8、転業資金の国家保証

9、商工行政と職業行政との統一融合

十、労働国策の確立

(目標) 資本、経営、労働の有機的結合を根幹とする労働組織を確

立すると共に、労働条件の国家統制を通じて労働生産性の向上と労働者生活の安定を計ること。

1、産業報国運動の統一、確立

(イ) 産業報国精神を根底とする協力組織の法制化、(ロ) 労働条件に関する労資間の意思疎通、(ハ) 投資報国・技術報国・勤勞報国の徹底

2、労働条件の国家統制

(イ) 八時間労働制の確立と残業時間の制限、(ロ) 交替労働制の確立、(ハ) 週休制の確立、(ニ) 最低、並に標準賃銀制の設定、(ホ) 労働者移動及解雇の制限

3、労働力保護施設の徹底

(イ) 熟練工の保護、育成、(ロ) 災害防止施設の完備、(ハ) 労働者住宅、余暇利用、医療保健施設の拡充、(ニ) 保護職工制度の確立、(ホ) 工場監督の徹底、強化、(ヘ) 商店法の拡充

4、労働行政の統一

(イ) 中央労働行政の一元化、(ロ) 地方ブロック別労働管理官制度の樹立、(ハ) 労働需給の計画的統制

5、技術の尊重、技術者並に俸給生活の地位確立

十一、国民生活保障機構の確立

(目標) 挙国的発展の建前に於て国民の最低生活を保障し、社会的弱者を保護すること。

1、国民年金制の採用

(イ) 老年者に対する年金の支給、(ロ) 寡婦及孤児年金

2、国民健康保険制度の拡充

(イ) 具体施設の繰上実施、(ロ) 健康保険法の改正、(ハ) 職

員健康保険制の実施、(ニ) 船員保険法の制定

3、職業再出発の援護を眼目とする失業手当制の確立

4、生命保険の大衆化

(イ) 簡易生命保険の限度引上、(ロ) 生命保険事業の国営

十二、教育制度の刷新

(目標) 国家機構及び近代的生産機構と教育制度特に大学専門教育とを合致、融合せしむると共に、教育の機会均等を確立すること。

1、国民教育制度の確立

(イ) 十年制の確立、(ロ) 公費労学制の採用、(ハ) 児童学用品の公給、授業料の撤廃、(ニ) 産業教育の充実、(ホ) 義務教育年限終了者に対する一定の資格付与

2、義務教育年限延長に伴う全教育機構の再編成

3、道義的国民精神に立脚する教育内容の刷新

4、科学的精神の鍛錬

5、社会教育施設の拡充

十三、国民体位の向上

(目標) 公共的保健衛生施設を拡充すると共に、集团的体育の奨励、余暇利用の組織化等を通じて国民体位の向上を計ること。

十四、国民精神総動員運動の根本的立直し

(目標) 国民の生活内容を精神的に豊富ならしむると共に科学及勤勞尊重の氣風を振作すること。

十五、東亞及世界秩序の再建

(別項大陸政策に準ず)

昭和十四年十月二十四日

〔五一一五〕 日本工業協会第十六回全国研究会課題

工場ニ於ケル中堅工ノ養成

課題説明

今事変ニ際シ、軍需品又ハコレニ關聯ヲ有スル製品ヲ生産スル工場デハ、需用ヲ満たスタメニ急激ナ生産力ノ拡充ヲ要求セラレテ居ルノデアルガ、一方既成職工ヲ傭入レルコトガ出来ナイタメニ素人ヲ集メテ、コレヲ俄カニ職工ニ育てルコトガ隨所ニ実行セラレテ居ル。

素人ヲ使ウニハ、先ヅコレヲ簡易ナ作業ニ就カスノデアルガ、漸次困難ナ作業ヲ教エ込ムタメニハ、多数ノ指導工ヲ必要トスル。

然シ指導工ハ一朝一夕ニ養成セラレルモノデハナイカラ、何レノ工場デモ指導工ノ不足ニ悩マサレテ居ル現状デアル。

又困難ナ作業ニハ仕事ニ精通シタ職工ヲ当テル必要ガアルガ、コレ又一朝一夕ニ育て得ナイカラ、各工場トモ其不足ニ少カラズ苦シンデ居ル。

ツマリ工場ニハ作業ニ精通シタ職工ヲ相当数保有スルコトガ絶対ニ必要デアル。コレ等ノ人々ハ工場ノ中堅トナルノデアルカラ、コレヲココデハ中堅工ト称スルコトトスル。中堅工ノ中デ特ニ優秀ナモノヲ指導工トシテ選ンデ、前記素人ノ指導ニ当ラスコトモ出来ル。

今回中堅工ノ養成ニツイテハ勅令一三一号工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十日）ヲ以ッテ制定サレタ次第モアッテ、中堅工ヲ養成スル最モ有効適切ナ方法ヲ研究スルコトハ目下ノ急務デアル。

中堅工ノ養成ヲ義務トシテ課セラレル業種以外ノ工場デモ、自工場ノ中堅工ヲ如何ニシテ養成シタナラバ、最モ有効適切デアルカノ

研究ハ、工場ノ幹部トシテ重大問題デアルカラ、此課題ハ業種ノ如何ヲ問ワズ熱心ニ研究セラルベキモノト信ズル。

ソコデ各府県デハ、コノ課題ニ対シテ速力ニ委員会ヲ設置シテ真剣ニ研究ヲ積ンデ、其成果ヲ次回ノ全国研究会ニ提出セラレルヨウ希望スル。

前記ノ通り中堅工養成ノ義務制ハ工場ニトッテハ少カラヌ負担デアルカラ、コレヲ充分ニ検討シテ、其実施ヲ容易ニシ、且ツ有効ナラシメル必要ガアル。又ソレト同時ニ若シモ法令ニ欠陥ガアレバ、コレヲ改訂スルヨウニ働キカケル必要モアル。

コノ意味ニ於テ、ソノ研究ハ特ニ急ヲ要スル次第デアル。例ニヨッテ研究ニ便利ナヨウニ課題ヲ分析シテミヨウ。

(一) 中堅工トハドンナ程度ニ仕事ノ出来ル職工デアルカ
大体ノ意義ハ前記シタトコロデ明瞭ト思ウガ、工場別ニハモウ少シ詳細ニ研究シテ、中堅工トシテハドンナ程度ノ仕事ガ出来ルベキデアルカラ明瞭ナラシメル必要ガアル。

(二) 中堅工ハ各工場デ全保有職工数ノ幾割ヲ必要トスルカ
作業ヲ素人ニ教エ込ムニ、其作業ガ細分サレ専門化サレテ居レバ、短時日ノ間ニ生産ニ従事サスコトガ出来ル。然シコウシタ種類ノ作業ハ、業種ニヨリ又作業ノ細分、専門化ノ実施程度等ニヨッテ異なるノデアルカラ、保有スベキ中堅工数モ、工場ニヨッテ異なるト思ウ。

大工場ヨリモ中小工場ハ一般ニ作業ガ専門化、細分化サレテ居ナイノガ普通デアルカラ、中堅工ヲ必要トスル程度モ、中小工場ノ方が多イノハ止ムヲ得ナイ現象デアル。

然シ将来中小工場モ、其製品ヲ海外エ輸出スルヨウニ、成べく早く到達セシメネバナラナイシ、ソノタメニハ作業ノ専門化單純

化が必要トナル。ソレデコンナコトモ考エニ入レテ、其必要トスル中堅工ノ割合ヲ各工場デ検討スルコトハ工場ノ経営上最モ大切デアル。

(三) 中堅工トシテノ智識程度ハドノ位デアルコトガ必要カ

専門トシテ従事スル作業ニ対スル智識ハ徹底ノニ詳シイ必要ガアル。又専門外ノ工業智識モ少シハ必要デアアルガ、其程度ハドンナモデアアルカ。

従来見習工ノ養成デ陥リ易イ欠陥ハ、専門作業ニ対シテハ割合ニ浅薄デ、只広ク浅ク一般ノ工業智識ヲ授ケル教育方法ガ多イコトデアアル。ソノ結果ハ浅薄デ、生意気ナ所謂物知りヲ養成スルコトトナリ、職工トシテハマコトニ不向キナ教育方法デアアル。

此事ニツイテハサキニ商工省生産管理委員会カラ発表サレタ

「見習工教育ノ改善」ヲ参照サレタイ。

(四) 被教育者ノ素養竝ニ教育ニ要スル年数

被教育者ノ素養トシテハ高等小学校卒業程度ト考エテヨイカ。又中堅工トシテ養成スルニ必要ナ其後ノ年数ハ職種ニヨッテ異ナルト思ウガ、幾年ガ適當デアアルカ。

(五) 教育ニ要スル時間数

学科ハ普通科及職業科ニ分ケテ、幾時間位教エルノガ適當デアアルカ。コレハ職種ニヨッテモ異ナルコトト思ウ。又其教育ヲ施スルノニ、時間数ハ毎年一樣ニ分布スルノガ効果的デアアルカ、又多少初年度ニ多クスルト云ウヨウニ一樣デナイ方ガ効果的デアアルカ。

其授業ハ毎週幾日デ、ドンナ時刻ヲ選ブベキデアアルカ。実地指導ニ要スル時間数ハドレ位ガ適當デアアルカ。

(六) 実地指導ノ仕方

実地指導ニハ最初ニ作業ノ基礎トナル動作ヲ特ニ教エ込ム方ガ

効果的デアアルヨウニ思ワレルガ、ソレハドンナヨウニ教育スベキデアアルカ。コレニ要スル時数、教エル場所、教エル方法ハドウカ。教師ニハドンナ人ガ適スルカ。

其後現場デノ実地指導ニハドウスレバヨイカ、別ニ組ヲ編成スルカ、普通ノ職工ノ組ニ混ゼテ働カスカ。請負ニ従事サスカ。指導者ハドウスルカ。

同一職種中デモ計画的ニ色々ナ作業ニ従事サスヨウニ仕事ヲカエルコトガ必要ノヨウニ思ワレルガ、コレニ対シ注意スベキ事項。

(七) 教科書

適當ナ教科書ヲ得ルコトガ何ヨリモ大切ト思ウガ、ソレニハドンナモノガヨイカ。又新シク教科書ヲ作ルトスレバ、コレニ対シドンナコトヲ要求スルカ。

(八) 教師

適當ナ教師ヲ得ルコトハ最モ重要デアアルガ、専任教師トシテハドンナ人ヲ何人位要スルカ。現今ハ適當ナ教師ヲ得ルコトガ相當困難ダト思ワレルガ、ドウスレバヨイカ。

職業教育ニハ作業ヲ細分シテ、工場内ノ多数ノ技術者各人カラ其最モ得意トスルモノニ就イテ少シツツ学ブコトトスレバ、教師一人当リノ負担ハ軽く、且ツ効果的デアアルヨウニ思ワレルガ、ソレニツイテドウ思ウカ。

(九) 青年学校トノ關係

本教育ト青年学校トハ甚ダ類似シテ居ルカラ、此教育ヲ受ケルモノハ青年学校ト重複スル必要ガナイヨウニ思ワレルガ、其關係ハ相當複雑デアアルカラ、色々ナ疑問モアリ、又実行上ニ注意スベキ事項モ多イト思ウ。

(十) 技能者養成ノ法令ニ対シ改訂ヲ希望スル点

前述ノ通り今回制定セラレタ技能者養成ノ義務制ヲ実行スルニハ色々ノ疑問モアリ、又ソレヲ効果的ニスルタメニハ法令ノ改訂ヲ希望スル事項モ多イコトト思フ。

(十一) 其ノ他

其ノ他本問題ニ関係ノアルコトナラバ何デモ差支ナイカラ、徹底ノ研究ヲ希望スル。
(以上)

〔論注〕『工業ト経済』第七六号、昭和十四年四月号に掲載)

序 文

本資料ハ本年十月二十四日新潟市デ開カレル本会第十六回全国研究会課題「工場ニ於ケル中堅工ノ養成」ニツイテ全国ノ本会所属団体カラ提出サレタモノヲ取纏メタモノデアル。

提出サレタ資料ハ十団体デ、殊ニ今回ハ鉾山関係ノ鉾山カラ現状ガアリノマ、報告サレテイル。

繁忙ノ折柄数月ニ亘リ課題ノ研究ヲ続ケラレ意見ヲ纏メラレタ関係各位ニ対シ深く感謝イタシマス。

昭和十四年十月

日 本 工 業 協 会

目 次

序 文	一
課題説明	二
資料提出団体	
一 京都工場懇話会	一
二 北海道工場協会	七
A 株式会社日本製鋼所室蘭製作所	一〇
B 帝国製麻株式会社札幌製品工場	一二
C 北海道製罐倉庫株式会社	一四
D 北海道製鋼株式会社	一六
E 日魯漁業株式会社鉄工所	一八
F 北海道製糖株式会社帯広工場	二〇
三 大鉾懇話会	二〇
A 伊予鉾山	二四
B 土倉鉾業所	二五
C 昭和鉾業株式会社日比製鍊所	二五
D 沖ノ浦鉾山	二七
E 高越鉾山	二七
F 石原産業海運株式会社神美鉾業所	二九
G 同 右 円満地鉾山	三〇
H 日本鉾業株式会社尾小屋鉾山	三一
I 大久喜鉾山	三二
J 三菱鉾業株式会社生野鉾山	三四
四 愛媛県工場研究会	四〇
丸喜綿布株式会社第一工場	四〇
五 大阪府工業懇話会	四一
序	四一
第一節	四四
第二節	四二
表	四八
六 愛知県商工振興会	七三
七 新潟県工場協会	九三
A 株式会社新潟鉄工所	九三
B 株式会社島本鉄工所	九六

C 株式会社津上製作所	一〇〇
D 株式会社理研軸台小千谷工場	一〇五
八 東京工場懇話会	一〇七
概要	一〇七
実例	一一一
補遺 東京鉄道局大井工場	一四三
九 鉄道省工作局	一四七
概要	一四七
鉄道工場ニ於ケル実例	一五四
一 兵庫県工業会	一七九
序言	一七九
実例	一七九
十一 其ノ他	二〇六
株式会社池貝鉄工所	二〇六
十二 岡山県工場協会	二〇九
A 玉島滝沢鉄工所五島工場	二〇九
B 倉敷絹織株式会社倉敷工場	二一一
十三 神奈川県工場協会	二一三
東京芝浦電気株式会社芝浦支社	二一三

昭和十五年三月二十五日労務管理調査委員会答申
 昭和十四年十一月二十八日厚生省発勞第八十号ノ一

諮問

諮問 第一号

厚生省発勞第八〇号ノ一

労務管理調査委員会

労働力ノ維持培養ヲ図ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ム
 仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小原 直

諮問第一号ニ対スル第一次答申

労働力ノ維持培養ヲ図ル為緊急実施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案
 ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果衛生、
 生活安定、女子労働者ノ保護、災害防止及未経験労働者ノ保護及指
 導ニ関シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

別紙 衛生ニ関スル方策

産業ノ急激ナル発展ニ伴イ労働者ノ増加頓ニ著シキモノアリ然モ
 諸種ノ衛生施設之ニ伴ワズ従業員ノ健康ニ著シキ障害ヲ来シツア
 ルハ国力培養ノ要切ナル今日誠ニ遺憾ニ堪エザル所ニシテ之ガ適当
 ナル対策ヲ樹立スルハ刻下ノ急務ナリ依テ左記基本方策ノ適正ナル
 運営ヲ図リ以テ産業従業員ノ健康保護並ニ体位向上ニ万全ヲ期スル
 コトヲ要ス

記

一 衛生技術官ノ充実

中央及地方ニ於ケル労働衛生技術官ノ充実ヲ図ルコト

二 工場医及鉱山医制度ノ整備

(一) 工場医制度ヲ常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ之ヲ拡張
 スルコト

(二) 常時千人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ対シテハ工場医ヲ成ル
 ベク専任トセシムルコト

(三) 常時百人未満ノ職工ヲ使用スル工場ニ対シテモ数工場共同シテ工場医ヲ成ルベク選任セシムルコト

(四) 常時三百人以上ノ鉦夫ヲ使用スル鉦山ニ対シテハ鉦山医ヲ選任セシムルコト

(五) 常時千人以上ノ鉦夫ヲ使用スル鉦山ニ対シテハ鉦山医ヲ成ルベク専任トセシムルコト

三 工場医及鉦山医ノ指導啓発
工場医及鉦山医ニ産業衛生ニ関スル再教育ヲ行フコト
中央及地方ニ工場医及鉦山医ノ研究教育並ニ聯絡ノ機関ヲ設置スルコト

四 工場医及鉦山医ノ職務ノ確立
工場医及鉦山医ノ事業場ニ於ケル地位ヲ高メ産業衛生ニ関スル勞務管理ニ参与セシムルコト

五 健康保護施設ノ整備

(一) 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場及常時三百人以上ノ鉦夫ヲ使用スル鉦山ニハ保健指導員ヲ選任セシムルコト

保健指導員ハ工場医又ハ鉦山医ノ指揮ヲ受ケ職工又ハ鉦夫ノ健康狀況ニ留意シ健康保護ノ必要アリト認ムル時ハ受診手續ヲ為サシムルコト

(二) 工場医又ハ鉦山医ヲ選任セル工場又ハ鉦山ニハ職工又ハ鉦夫ノ健康保護ニ関スル規程ヲ設ケシムルコト

生活安定ニ関スル方策

政府ハ速ニ左記方策ヲ樹立実行シテ現在及将来ニ亘ル勞務者ノ生活安定ヲ確保スルヤウ措置スルコトヲ要ス

一 政府ハ速ニ低物価政策ヲ強力ニ実施シ一般物価殊ニ生活必需品

ノ價格ト賃金トノ調整ニ付適當ナル対策ヲ講ジ以テ勞務者ノ生活安定ヲ図ルコト

二 勞務者ノ作業及生活ノ必需品ノ供給ヲ確保スル目的ヲ以テ事業場又ハ数事業場ヲシテ共同購入機構ヲ設置セシメ政府ハ之ニ対スル配給ヲ確保スル方法ヲ講ズルコト

三 勞務者ノ生活ヲ堅実化スルト共ニ将来ノ不安ヲ除去スル目的ヲ以テ養老、疾病及死亡ニ対スル年金制度ヲ実施シ失業ニ対シテモ予メ適當ナル対策ヲ樹立スルコト

健康保健法ヲ改正シ勞務者ノ負担ヲ著シク増サザル方法ニ依リ家族ニ対スル給付ヲ一層拡充シ尚長期疾病ニ対シテハ特別ノ健康保険制度ヲ実施スルコト

四 一定規模以上ノ企業ニ対シ勞務者住宅ノ建設ヲ命ジ得ルコト

勞務者住宅ノ建設ニ必要ナル土地、資材及資金ノ入手ニ関シ政府ハ必要ナル措置ヲ講ズルコト

尚勞務者住宅ニ関シテハ防火施設、広場、運動場、俱樂部等ノ附帯施設及緑化等ニ付一定ノ条件ヲ定メ之ヲ工場設置許可ノ条件トスルコト

女子勞務者保護ニ関スル方策

女子勞務者保護ノ為左ノ各項ヲ実施スルコトヲ要ス

一 女子ニ不適當ナル職種ヲ研究決定シ右職種ニハ女子ヲ就職セシメザルコト

二 女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子ノ作業及生活保護ニ必要ナル諸施設ヲ充實セシメ施設ノ不完全ナル職場ニハ成ルベク女子ヲ就職セシメザルコト

記

一 政府ハ速ニ低物価政策ヲ強力ニ実施シ一般物価殊ニ生活必需品

ノ價格ト賃金トノ調整ニ付適當ナル対策ヲ講ジ以テ勞務者ノ生活安定ヲ図ルコト

三 百人以上ノ女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子タル勞務係員ヲ設置シ女子ノ保護、指導及監督ニ当ラシムルコト

尚女子勞務係員ノ養成方法ヲ講ズルコト

四 各事業場ニ於ケル女子ノ教育ハ独リ勞務者トシテノ教養ニ止マラズ母タリ主婦タルノ教養ニ重キヲ置キ一層徹底セシメルコト

五 妊産婦ノ保護ヲ徹底セシムル為産前四週間ニ於ケル使用ヲ禁止スルコト

尚健康保險法令ヲ改正シ出産手当ヲ相当増額スルコト

六 女子ノ就業時間ヲ可及的ニ短縮シ既婚者ニ就テハ昼業専門トスルコト

七 乳児ヲ有スル女子ニ付テハ其ノ授乳ニ関シ特別ノ考慮ヲ払ハシムルコト

災害防止ニ関スル方策

最近重工業化学工業等ノ發展特ニ著シキモノアルニ伴イ工場ニ於ケル各種災害亦激増ノ傾向ヲ示シ機械器具工場ニ於ケル新入工及女子ニ特ニ顯著ナルモノアリ生産力補充ノ要請セラレツツアル現下ノ情勢ニ於テハ勞働力ヲ維持スル為災害事故ヲ予防撲滅スルハ刻下ノ緊要事タリ従ッテ左記要綱ヲ參酌シテ之ガ根本策ヲ確立スルト共ニ適正妥當ナル運営ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 危害予防装置無キ機械及器具ノ製作発売ヲ禁止スルコト

災害防止ノ目的ヲ達スル的確ナル手段ハ安全装置ノ完備セル機械及器具ノ製作販売ヲ禁止スル等ノ方策ヲ講ズル要アリ

二 工場危害予防及衛生規則ノ内容ヲ補足シ其ノ徹底策ヲ講ズルコト

三 安全ノ研究及教育ノ制度ヲ整備スルコト

安全ニ関スル専門的研究ヲ行イ且之ニ関スル基礎知識ノ普及ヲ図ルハ災害防止ノ根幹ナルヲ以テ

(一) 国立安全研究所及安全博物館ヲ設置スルコト

(二) 中央及地方ニ安全管理者安全委員ノ研究並ニ連絡ノ機關ヲ設置スルコト

(三) 作業別、装置別ノ安全準則ヲ作成スルコト

(四) 技術ニ関スル専門学校ニ於テハ安全教育ヲ必須科目トスルコト

(五) 新人未経験工ニ対スル安全教育ヲ徹底スルコト

四 千人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニハ成ルベク専任ノ安全係員ヲ設置セシムルコト

五 行政機關ノ充実ヲ計ルコト

六 過勞ノ防止ヲ図ルコト
中央地方ニ於テ安全ニ関スル専門技術者ヲ充実スルノ要アリ

七 最近工場労働者過勞ノ傾向アルニ鑑ミ労働時間栄養休養等ヲ合理化シ改善スルノ要アリ

八 服装ノ整備ヲ計ルコト

災害ハ服装ノ欠陥ニ原因スルモノ多キヲ以テ業態別、作業別、性別等ニ応ジ適切ナル作業表ノ基準ヲ定メ之ガ普及策ヲ講ズルノ要アリ

八 安全運動ノ拡大強化ヲ図ルコト

安全問題ニ付テハ安全智識ノ普及徹底ヲ図リ之ニ対スル関心ヲ高揚スルガ効果的ナルヲ以テ

(一) 安全運動ニ関係アル民間団体ノ活動ヲ促進スルコト

(二) 安全模範工場ヲ選定シ其ノ業績ヲ紹介スルコト

(三) 安全週間運動ノ実施範圍ヲ拡大スルコト

(四) 安全運動上特種功績アルモノヲ表彰スルコト

- (五) 安全競争ヲ普及奨励スルコト
- (六) 安全映画ノ作成及活用ヲ図ルコト
- (七) 巡回安全展覧会ノ施設ヲ設クルコト

等ニ付適當ナル方策ヲ講ズルノ要アリ

未経験労働者ノ保護指導ニ関スル方策

工場ニ於ケル未経験労働者ニ対シ格別ノ保護指導ヲ加ヘ勞務管理ノ適正ヲ図ルハ生産力拡充ノ見地ヨリ極メテ喫緊ノ要務タリ依而左記方策ノ実現ヲ図ル為適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

記

一 未経験労働者ノ範圍

未経験労働者トシテ保護スベキモノハ二十歳未満ノ者及女子ニシテ工場ニ雇傭セラレタル後三月ヲ經過セザル者トスルコト但シ他ノ工場ニ於テ三月以上労働ニ従事シタル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト

二 未経験労働者ノ労働時間

- (一) 事業主ハ未経験労働者ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ就業セシメズ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超エルトキハ少クトモ三十分ノ休憩ヲ就業時間中ニ設クルコト
 - (二) 事業主ハ未経験労働者ニ対シ成ルベク深夜ニ於テ就業セシメザルコト
 - (三) 事業主ハ未経験労働者ニ対シ原則トシテ週休制ヲ採用スルコト
 - (四) 災害事故等ニ依リ緊急ノ処置ヲ必要トスルトキハ就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廃スルコトヲ得ルコト
- 三 未経験労働者ニ対スル指導
- (一) 未経験労働者ヲ雇傭スル事業主ハ指導者ヲ定ムルコト

- (二) 指導者ハ未経験労働者ノ作業及生活ノ指導誘掖ニ任ジ特ニ産業報國精神ノ徹底ヲ図リ危害予防並ニ衛生ニ関スル智識ヲ授ケルコト

前項ノ指導ハ原則トシテ就業時間内ニ於テ行フコト

- (三) 指導者ハ未経験労働者ノ適性ヲ觀察シ作業配置ヲ考慮スルコト

四 未経験労働者ニ対スル衛生ノ保護

常時百人以上ノ労働者ヲ使用スル工場ノ事業主ハ未経験労働者ニ對シ左ノ措置ヲ講ズルコト

- (一) 未経験労働者ノ健康状態ヲ明カナラシムル為雇入ノ際又ハ就業ノ直後ニ於テ健康診断ヲ実施スルコト
- (二) 健康診断ノ結果疾病ニ罹リ又ハ健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者ニ對シテハ爾後毎月一回健康診断ヲ行ウト共ニ療養労働ノ軽減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加ウルコト

昭和十五年三月二十五日勞務管理調査委員会答申

〔五一一七〕 昭和十四年十一月二十八日厚生省發勞第八十号ノ二

諮問

諮問 第二号

厚生省發勞第八〇号ノ二

勞務管理調査委員会

勞務者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ図ルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小 原 直

諮問第二号ニ対スル第一次答申

作業能率ノ増進ヲ図ル為緊急実施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果鉾山特ニ石炭山ニ於ケル勞務者ノ能率増進並ニ欠勤及移動防止、工場ニ於ケル欠勤及移動防止及生産増加運動ニ関シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

「別紙」 鉾山特ニ石炭山ニ於ケル勞務者ノ能率増進

並ニ欠勤移動防止ニ関スル方策

刻下鉾山ニ於ケル各般ノ資材ノ欠乏及勞働力ノ不足ハ勞務者ノ業務負担ヲ加重シ、剩ヘ採用標準ノ引下ハ勞務者ノ体位及素質ノ低下ヲ来シ欠勤、移動ノ重要ナル原因ヲ為シ惹イテハ之ガ作業能率低下ヲ来ス重大ナル原因トナルヲ以テ兩者ノ対策ハ之ヲ併セ考慮スルヲ要ス、依而茲ニ当面ノ重要対策ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ実現ヲ図ル為適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

- 一 資材ヲ優先的ニ供給スル途ヲ講ジ左ノ事項ヲ実行セシムルコト
 - (イ) 作業ノ機械化及安全化ヲ図ルコト
 - (ロ) 在坑時間ヲ能率的ニ使用シ得ルヨウ施設ヲ充分ニスルコト
 - (ハ) 作業用品(地下足袋、「カーバイト」等)ハ特ニ配給ヲ円滑ニスルコト
- 二 当分鉾山勞務者ノ募集及紹介ヲ優先セシメ以テ鉾山勞働力ノ充足ヲ期スルコト
- 三 鉾山勞務者ノ移動ヲ防止スル為左ノ事項ヲ実施スルコト
 - (イ) 従業者雇入制限令ノ運用ヲ徹底セシムルト共ニ其ノ目的達成ノ為ニ同令ニ対シ適當ナル改正ヲ図ルコト
 - (ロ) 労働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト
- 四 作業条件ヲ適正ナラシムルコト

(イ) 労働時間及交替制ニ関スル法規ノ原則的規定ヲ遵守セシメ勞務者ヲシテ過勞ニ陥ラシメザルヤウ留意スルコト

(ロ) 地域別、事業規模別ニ関係者ヲ網羅セル調査機關ヲ設ケ作業別ニ最モ適當ナル労働時間、交替制及休日ニ関スル研究ヲ為シシメ之ガ実施ヲ励行セシムルコト尚欠勤移動ノ甚シキ鉾山ニ對シ鉾山診断班ヲ派遣シ之ガ原因ノ探究ニ資セシムルコト

(ハ) 坑内各部作業ノ聯繫ヲ円滑ニシ特ニ「箱線リ」ヲ充分ナラシメ又坑口ヨリ作業現場ニ到ル時間ヲ短縮シ坑内滞留時間ヲ能フ限リ実労働時間ニ近接セシムルコトニ特ニ留意スルコト

(ニ) 作業環境ヲ整備、改善シ特ニ坑内通氣ニ留意シ以テ作業ヲ輕易安全ナラシムルコト

五 現在ノ住居ノ改善及増加セル勞務者ノ為ノ住居ノ建設ニ必要ナル資材ノ供給及之ガ資金ノ調達ヲ迅速ニスル途ヲ講ジ以テ休養及有付改善ニ資セシムルコト

独身勞務者ノ為ニハ必ず寄宿舎ヲ設クルコト

六 産業報國運動ヲ一層充實徹底セシムルコト

(イ) 産業報國精神ヲ昂揚シテ国家産業人トシテノ自覚ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一体産業報國精神ヲ經營及労働ニ具現セシムルコト

(ロ) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統率指導ニ当ラシムルコト

(ハ) 産業報國精神ヲ昂揚スル為講習、講演、懇談、映画等凡ユル方法ヲ講ズルコト

(ニ) 従業員全体ヲシテ日常規律アル生活ヲ為サシムルヤウ指導スルコト

(ホ) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ励行セシムルコト

- (ハ) 寄宿舎ニハ適當ナル舎監ヲ置キ指導監督セシムルコト
- (ト) 貯金、国許送金ヲ奨励スルコト
- (チ) 冠婚、葬祭、送迎等ノ行事ヲ嚴肅且簡素ニシ之ガ為濫リニ業務ヲ怠ラシメザルコト
- (リ) 生活刷新運動ハ勞務者ノ家族ハ勿論其ノ部落民全般ニモ之ヲ及ボシ其ノ協力ヲ求ムルコト
- 七 現在ノ賃金、賞与、其ノ他ノ給与ニ関スル制度ニ付検討ヲ加ヘ更ニ鉱山勞務者ノ為ノ国営年金制度ヲ樹立スルコト
- 八 新入坑夫ノ有付指導ニ関シテ左ノ事項ニ付特別ノ配慮ヲ為スコト
 - (イ) 技術及安全ニ関スル教育ヲ充分ニセシムルコト
 - (ロ) 健康保護特ニ身体虚弱者ニ対シテ特別ノ注意ヲ払ハシムルコト
 - (ハ) 適任ナル係員ヲ選任スルト共ニ其ノ教養、養成ニ付特ニ留意セシムルコト
- 九 坑内労働ハ特ニ体力ヲ必要トスルヲ以テ栄養ノ補給ニ留意セシムルコト
- 十 鉱山勞務者中勤務成績特ニ優秀ナル者ニ対スル功勞表彰制度ヲ実施スルコト
- 十一 以上ノ外衛生、娯樂、福利施設等ニ付テ積極的ニ施設ヲ講ズルコト

工場ニ於ケル欠勤及移動防止ニ関スル方策

工場ニ於テ最近増加ノ傾向ニアル欠勤及移動ハ勞務者ノ身体虚弱、過勞及怠慢竝ニ勞務管理ノ欠陥ニ基因スルコト多シ依而之ガ当面ノ重要対策トシテ左ノ項目ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ実現ヲ図ル為適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

第一 欠勤防止対策

- 一 身体虚弱者ニ対スル健康増進ヲ図ルコト
 - 近時労働力ノ不足ニ基キ比較的身体強健ナラザル者ガ多数工場ニ採用セラレ其ノ為欠勤ノ増加ヲ来シツツアル実情ニ鑑ミ採用時ニ於ケル健康診断ヲ励行スルト共ニ特ニ左ノ方策ヲ講ズルコト肝要ナリ
 - (イ) 体位向上ノ目的ニ合致スル適當ナル体育運動ヲ普及励行セシムルコト
 - (ロ) 栄養食ノ普及ヲ図ルコト
 - (ハ) 規則的生活特ニ早寝早起ニ付指導ヲ為スコト之ガ為ニハ適當ナル寄宿舎ニ成ルベク多数収容スルコト
 - (ニ) 適當ナル巡回衛生指導員制度ヲ設ケ発病者ニ対シ家庭ニ於ケル健康保護上ノ指導ヲ与ヘシムルコト
 - (ホ) 健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者ニ対シテハ療養、労働ノ軽減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加ウルコト
 - 二 従業者一般ノ疲労ノ蓄積ヲ防止スル為ニハ実労働時間ヲ長カラシムルコトガ欠勤ヲ増加セシムル有力ナル原因ト為レルコトニ鑑ミ特ニ左ノ諸点ニ付考慮ヲ為スコト
 - (イ) 適當ナル労働時間、交替制及休日ニ付研究ヲ進メ昼食休憩時間ヲ少クトモ四十五分トスルコト
 - (ロ) 重筋労働又ハ単調作業ニ対シテハ適當ナル休憩時間ヲ設クルコト
 - (ハ) 交通機関ノ混雑ヲ緩和スルコト
 - (ニ) 夏冬ノ始業時刻ヲ適當ニ區別スルコト
 - 三 従業者ノ生活指導ニ努メ特ニ指導ハ若年独身者ニ主力ヲ注グコト

- (イ) 寄宿舎ヲ設ケ適當ナル監督指導者ヲ置クコト
- (ロ) 主要ナル労働者住居地区毎ニ公開倶楽部ヲ設ケ生活指導ノ中心ト為スコト
- (ハ) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ励行スルコト
- 四 産業報國運動ヲ一層充實徹底セシムルコト
 - (イ) 産業報國精神ヲ昂揚シテ国家産業人トシテノ自覚ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一体産業報國精神ヲ経営及労働ニ具現セシムルコト
 - (ロ) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統率指導ニ當ラシムルコト
- 五 待遇ヲ適正ナラシムル為左ノ方策ヲ執ルコト
 - (イ) 適性検査ヲ励行シ適材ヲ適所ニ配置スルコト
 - (ロ) 賃金制度ヲ適正ナラシムルコト
- 六 安全衛生施設ヲ徹底セシムルコト
- 七 世話係ヲ拡充シ家庭訪問ヲ行ヒ欠勤調査其他家庭的ノ世話、官署ニ対スル手續ノ代行等ヲ行ハシムルコト
- 八 工場診断ヲ実行スルコト
 - 特ニ欠勤率高キ工場ニハ工場診断班ヲ派遣シ当該工場ニ於ケル欠勤原因ヲ研究シ改善策ヲ提出セシメ当該工場ニ之ガ実行ヲ期セシムルコト

第二 移動防止対策

- 一 現行従業者雇入制限令改正等ノ措置ヲ講ジ労働者ノ移動防止ノ徹底ヲ期スルコト
- 二 労働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト
- 三 嚴重ナル移動制限ヲ実行スル反面ニ於テ採用時及採用後ニ於ケル従業者ノ適性検査ヲ励行シ事業ノ内外ヲ通ジテ不適性従業員

者ヲ適職ニ転ゼシムルヤウ特別ノ考慮ヲ払ウノ要アリ

四 賃金統制ヲ拡大スルト共ニ適當ナル勤続加給制度ノ採用ニ付考慮スルコト

不当ナル高賃金ニ依ル誘惑ヲ抑制スル為ニ現在ノ未経験労働者ニ対スル賃金統制ヲ拡大スルト共ニ経験労働者ニ対シテモ賃金統制ヲ行ヒ更ニ現在普及ヲ見ツツアル勤続加給制度ニ付適當ニ考慮ヲ払ウトキハ移動防止ニ効果アルベシ

(移動防止対策中工場ノ内部的原因ニ関聯スルモノハ第一次欠勤防止対策ト共通ナルヲ以テ右ニハ専ラ社会的事情ニ因ル移動ヲ防止スル為ノ方策ノミヲ掲ゲタリ)

生産増加運動ニ関スル方策

現下物資並ニ勞力ノ不足ヲ克服シ作業ノ改善ト生産力拡充ヲ図ル為メニハ単ニ管理者側ノ努力ノミナラズ全従業員ノ知的動員ヲ行ヒ生産増大ニ協力ヲ促スヤウ導クコトハ極メテ緊要ナリ依而之ガ具體策トシテ左ノ項目ノ掲ゲタルヲ以テ之ガ実施ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

一 提案制度ノ実施普及化

各事業場ニ提案制度実施ノ普及ヲ図リ以テ一般従業員側ノ智的参加ヲ促シ生産ノ増大ト事業ノ改善ニ資スルコト

各事業場ニ於テ苟モ事業改善ノ上ニ必要ナリト思ウコトハ進ンデ提案セシメ改善ニ有効且適切ナルモノハ些細ナルコトモ採用実施シ提案者ニハ賞ヲ与エテ不断ニ自発的提案ヲ奨励スル提案奨励制度ヲ設ケシムルコト

二 考案ノ表彰

従業員ノ提案中特ニ優秀ナル具體的考案ニ対シ府県、国家又ハ適當ナル団体ニ於テ表彰スルコト

三 無駄防止運動ノ実施

作業上ニ於ケル時間、労力、動力、原材料、設備其他万般ノ無駄ヲ排除シテ産業報國ノ実ヲ挙ゲシムルコト

(イ) 各事業場ニ無駄防止委員又ハ係ノ設置ノ促進

(ロ) 無駄ナシ週間ノ開催

(ハ) 無駄ナシ展覧会等ノ開催

昭和十五年八月二十七日労務管理調査委員会第二次

答申

(五一一八)

昭和十四年十一月二十八日厚生省発勞第八十号ノ一

諮問

諮問 第一号

厚生省発勞第八〇号ノ一

労務管理調査委員会

労働力ノ維持培養ヲ図ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ム
仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小 原 直

諮問第一号ニ対スル第二次答申

青少年労働者生活指導ニ関スル方策

時局産業ノ急激ナル進展ニ依リ青少年労働者ノ増加著シキモノアリ
青少年労働者ハ労働力ノ根幹タルヲ以テ其ノ資質ヲ向上セシムルコ
トハ真ニ緊切ノ要務ナリ依テ左記要綱ニ依リ之ガ生活指導ノ完璧ヲ
期スルコトヲ要ス

記

一 指導目標

青少年労働者ヲシテ生新潑刺タル教育的環境ノ中ニ団体生活ヲ嘗
マシメ産業報國精神ヲ基調トスル人格ノ鍊磨、体力ノ増強並ニ技
術ノ向上ヲ図リ以テ職分奉公ノ実ヲ挙グベキ産業報國運動ノ真ノ
中核タラシムルニ在リ

二 指導方法

(一) 産業報國青年隊ノ結成

青少年ノ勤勞生活ヲ規律シ産業報國運動ノ中堅ノ活動ヲ遺憾ナ
ク遂行セシムルト共ニ揺ギナキ国民組織ノ中核タラシムル為ニ
産業報國會毎ニ二十五歳以下ノ産業報國會員ヲ以テ産業報國青
年隊ヲ結成セシム各産業報國青年隊ニハ概ネ三十歳前後ノ優秀
ナル産業報國會員ヲ上位指導者トシテ配置シ下位指導者ニハ青
年隊員中ヨリ優秀者ヲ選抜シテ之ニ当ラシムルコト

(二) 産業報國青年隊少年部

産業報國青年隊員中歳二十歳未滿ノ者ハ少年部員トシ其ノ組織
ノ本部タル宿舍ニ於テ集団生活ヲ為サシムルモノトス但シ特殊
ノ事情ヲ有スルモノハ両親ノ膝下ヨリ通勤スルコトヲ認メ適宜
合宿訓練、幕営等ヲ実施スルコト

(イ) 趣 旨

産業報國精神ノ真髓ヲ体得シテ之ヲ日々ノ業務ニ顕現セシメ
ンガ為ニ青少年ヲシテ進取潑刺タル集団ノ雰圍氣ト快適ナル
教育的施設ノ世界ニ生活セシメ以テ苦樂ヲ共ニシツツ意志ヲ
練リ技術ヲ研鑽シ敏ビニ至ル建設的生活ヲ営マシムベキモノ
トス

(ロ) 指導者

産業報國青年隊少年部ニハ部員五十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ

指導者ヲ置クコト

右指導者ハ同時ニ少年部宿舍ノ舎監タラシムルコト

(イ) 施設

(甲) 少年部宿舍

(1) 宿舍ハ衛生的の見地ヨリ遺憾ナキヲ期スルコト

(2) 舎内ニハ少年部員全員一斉勉強ニ支障ナキヨウ勉強机及椅子等ヲ設備シ置クコト

(3) 少年部員数ニ応ジ活用上十分ナル屋外運動場及体育館

(雨天体操場)ヲ設クルコト

(4) 全員一斉ニ収容シ得ル講堂ヲ設ケ特ニ映画上映ノ為ノ配慮ヲ為シ置クコト

(5) 食堂ヲ設ケ食事ヲ栄養食ト為スコト

(6) 技術ニ関スル参考書及一般教養ニ関スル図書ヲ備ヘタル図書室ヲ設クルコト

(7) 蓄音機ノ設備アル大談話娯楽室ヲ設クルコト

右ノ少年部宿舍ハ大産業報国会ニ在リテハ単独ニ之ヲ設置シ経営セシムルコト

中小産業報国会ニ在リテハ共同ニテ之ヲ設置セシメ経営ハ道府県産業報国会ガ管掌スルコト

(乙) 幕舎

道府県産業報国会聯合会ハ環境ヲ選ビテ幕舎ヲ設置シ管下産業報国会少年部員ノ屋外集団訓練ノ道場タラシムルコト

右幕舎ハ青年部員ニモ之ヲ利用セシムルコト

(三) 産業報国会青年隊青年部

産業報国会青年隊員中二十歳以上二十五歳以下ノ者ハ之ヲ青年部

員トシ産業報国会集会所ヲ拠点トシテ生活指導ヲ為スコト

(1) 指導者

産業報国会青年隊青年部ニハ部員五十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ指導者ヲ置クコト

右指導者ハ同時ニ産業報国会集会所ニ於ケル常任指導者タラシムルコト

(ロ) 施設

(甲) 産業報国会集会所

(1) 技術ニ関スル専門書、参考書及一般青年向教養書ヲ備ヘタル図書室ヲ設クルコト

(2) 各種講習会ノ会場ニ当ツベキ講堂ヲ設ケ特ニ映画上映ノ為ノ配慮ヲ為シ置クコト

(3) 技術及教養向上ノ研究方法並ニ保健ニ関シ相談ニ応ズル一室ヲ設クルコト

(4) 各種懇談会、座談会、研究会等ノ会場ニ充ツベキ小集會室ヲ成ル可ク多ク設クルコト

(5) 卓球、籠球等ノ設備ヲ有スル体育室ヲ設クルコト

(6) 娯楽室、音楽室、新聞雜誌閲覧室、食堂等ヲ設クルコト

右ノ産業報国会集会所ハ独リ青年部員ノミナラズ一般会員ノ利用ニ充ツルモノニシテ大産業報国会ニ在リテハ単独ニ之ヲ設置シ経営セシムルコト中小産業報国会ニ在リテハ共同ニテ之ヲ設置セシメ経営ハ道府県産業報国会聯合会ガ管掌スルコト

(乙) 幕舎

少年部員集団訓練施設タル幕舎ノ活用ヲナスコト

(四) 産業報国青年隊女子部

産業報国青年団員中ノ女子ニ関シテハ別ニ女子部ヲ設ケ其ノ指導訓練ニ付テハ女子ノ特性ニ留置シテ之ヲ行フコト

(五) 産業報国青年隊道府県本部並ニ全国本部ノ設置

各産業報国青年隊ヲ指導スル為道府県産業報国聯合会ニ青年隊道府県本部ヲ産業報国中央機関ニ青年隊全国本部ヲ設クルコト
産業報国青年隊指導者養成機関ノ設置

(六) 目的

(イ) 常ニ自ラ卒先垂範シ心身両面ニ亘リ全人的ニ青少年ノ指導ニ当リ得ベキ上位指導者ヲ養成スルコト

(ロ) 入所資格

年齢概ネ三十歳以下ノ勞務者又ハ職員ニシテ産業報国会並ニ道府県産業報国聯合会ノ推挙ニ係ルモノナルコト

(ハ) 教育期間 三月以上トスルコト

(ニ) 教育方針

団体ノ本義ニ基ク労働觀ヲ体得セシムルト共ニ青少年ノ全人的指導ヲ為スニ足ル教養ヲ学ト行トノ両面ヨリ与ヘ信念ト実践力ヲ養ハシムルコトニ眼目ヲ置クコト

右ノ指導者養成機関ハ教養ニ関スル答申中ノ指導者養成機関ノ一部門タラシムルコト

(七) 其ノ他

青少年生活指導ノ実ヲ挙ゲル為ニハ以上ノ方策ヲ実施スルノ外指導ノ任ニ当ル者ヲシテ左ノ事項ニ留置シ指導ノ完璧ヲ期セシムルコト

(イ) 家庭ニ対シテハ常ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

(ロ) 青少年勞務者ノ努力ト能力ニ応ズル向上発展ノ途ヲ講ジ或

ハ一般勞務者ノ教養ニ意ヲ用フル等青少年勞務者生活指導上ノ障礙ヲ除去スルコト

(ハ) 其ノ他社会各方面ニ対シ青少年勞務者生活指導ニ関スル協力ヲ要望スルコト

(附)

産業報国青年隊ノ事業トシテ実施スベキ事項概ネ左ノ如シ

兵營生活 兵營生活見学 閱団 聯合演習 合同体操 合同自転車訓練 野外行進 市街行進 防空演習 勤勞奉仕作業 軍人援護事業 体験發表会 研究發表会 一人一研究展覽会 安全展覽会 生産過程ニ関スル展覽会 讀書会 体育大会 相撲大会 競技会 青年徒步旅行 映画会 音楽会 吹奏楽団 詩吟会 演劇会 機関紙発行

体育ニ関スル方策

産業体育ハ勞務者ノ体力増強ヲ期スルト共ニ心身ノ陶冶及団体的訓練ヲ目的トシ其ノ一般体育ト異ル点ヲ考慮シテ適當ナル方法、技術等ヲ考究シ組織的、継続的ニ行ハシムルコト肝要ナリト認ム仍テ差当リ左記要綱ニ依リ之ガ普及徹底ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 体育指導ノ組織

(一) 産業体育ノ綜合的指導ヲ図ル為産業報国中央本部ニ之ガ指導機関ヲ設クルコト

(二) 体育指導ヲ徹底セシムル為道府県産業報国聯合会ニ産業体育指導職員ヲ設置セシムルコト

(三) 体育ヲ組織的ニ実施セシムル為常時五十人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニ体育指導主任者ヲ置キ当該事業場ノ体育ニ関シ

統轄指導ノ任ニ当ラシムルコト

(四) 右体育指導主任者ノ下ニ五十人又ハ一職場ヲ単位トシ職員又

ハ労務者中ヨリ適任者ヲ選ビ体育指導係ト為シ日常ノ体育実践指導ニ当ラシムルコト

(五) 常時五千人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニ於テハ前二号指導者ノ外体育ニ関スル専門的知識技能ヲ有スル指導者ヲ置カシムルコト

二 体育施設ノ整備

(一) 道府県産業報国联合会ヲシテ適當ナル体育施設ヲ設置セシムルコト

(二) 事業場ノ規模種類等ニ応ジタル体育施設ノ標準ヲ研究決定シ之ガ設置ヲ勸奨スルコト

中小事業場ニ於テハ右体育施設ハ共同ニテ設置スルモ可ナルコト

(三) 政府ハ体育施設ニ関シ低利資金、資材ノ斡旋ニ付配慮スルコト

三 体育実施ノ強制

(一) 常時五十人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニ対シ原則トシテ就業時間中十五分以内ノ体操ノ実施ヲ命ズルコト

五十人未満ノ事業場ニ於テモ簡易ナル体操ヲ実施スルヨウ勸奨スルコト

(二) 青少年労務者ニ付テハ右ノ外体育訓練ノ方法ヲ考究シ之ガ強制ノ方途ヲ講ズルコト

四 体育指導員ノ養成

体育指導者ノ養成及再教育ノ為講習ヲ行ヒ尚之ガ恒久的ノ養成期間ノ整理ニ付考究スルコト

栄養ニ関スル方策

労務者ノ栄養改善ノ実ヲ掲ゲル為ニハ食糧ノ計画的生産並ニ配給ヲナスト共ニ炊事施設ノ改善栄養食調理ニ関スル技術者ノ整備並ニ事業主、労務管理者、労務者及其ノ家族ノ栄養知識ノ向上ヲ図リ適正ナル食物ヲ摂取セシムルコト肝要ナリ仍テ政府ハ速ニ食糧政策ノ確立ヲ図ルノ要アルモ之ト併行シテ左記要綱ニ依リ栄養改善ノ方途ヲ講ズルコトヲ要ス

記

一 指導機関ノ整備

(一) 産業報国中央本部ニ労務者栄養ニ関スル指導機関ヲ設ケ労務者ノ栄養指導ヲ行ハシムルコト

(二) 道府県産業報国联合会ニ栄養改善指導職員ヲ設置シ栄養相談所及栄養巡回指導班ヲ設ケシムルコト

二 栄養標準ノ制定

右指導機関ヲシテ労務者ノ性別、年齢別及労働ノ強度等ヲ綜合シテ適當ナル種別ヲ設ケ夫々労働力保持上必要ナル栄養標準ヲ決定シ労務者ノ栄養指導ノ基本タラシムルコト

三 栄養食炊事場及食堂ノ拡充整備

(一) 常時五百人以上ノ労務者ヲ使用スル事業場ニハ栄養食調理ノ為ノ炊事場ヲ設ケシムルコト

(二) 前項以外ノ事業場ニハ単独又ハ共同ニテ右ノ炊事場ヲ設ケシムルコト

(三) 右炊事場ニハ栄養食調理ニ関シ一定ノ知識及技能ヲ有スル者ヲ置カシムルコト

(四) 右炊事場ニハ労務管理者、工場医、炊事係員、労務者其ノ他

適當ナル者ヲ以テ勞務者ノ食事ニ関スル委員會ヲ設ケ栄養ノ改善ヲ図ラシムルコト

(五) 各事業場ニハ食堂ヲ設ケシムルト共ニ少クトモ四十五分ノ食事時間(食後ノ休業時間ヲ含ム)ヲ与ヘ之ニ対シ適當ナル指導ヲ為サシムルコト

四 栄養食調理ニ関スル技術者ノ整備

(一) 栄養食調理ニ関スル技術者ノ養成及再教育ノ為ニ講習ヲ行ヒ尚恒久的養成機關ヲ拡充スルコト

(二) 食物ノ献立及調理ニ関シ一定ノ知識及技能ヲ有スル者ニハ栄養士、食物ノ調理ニ関シ一定ノ技能ヲ有スル者ニハ調理士ノ称号ヲ与フルコト

五 炊事場ノ取締

中毒若ハ伝染病患者ヲ出シ又ハ栄養価値ノ乏シキ食事ヲ給スルガ如キ弊害ヲ隊ク為左ノ事項ヲ内容トスル取締規程ヲ制定スルコト

(一) 炊事場ノ設置ニハ許可ヲ受ケシムルコト

(二) 調理場ノ建築及設備ニ付一定ノ規格ヲ設クルコト

(三) 炊事従業員ヲシテ毎月一回以上健康診断ヲ受ケシムルコト

(四) 食料品及食器ノ消毒ヲ為サシムルコト

(五) 不適當ナル献立表ノ変更ヲ命ジ得ルコト

六 栄養知識ノ普及

(一) 産業報国中央本部道府県産業報国联合会及ビ産業報国会ヲシテ講演会、映画会、展覧会、試食会其ノ他適宜ノ方法ニ依リ事業場及勞務者ノ家庭ヲ対象トシテ栄養知識ノ普及及徹底ヲ図ラシムルコト
特ニ事業主及勞務管理者ノ理解ヲ深ムルコト

(二) 地理的事情ニ依リ共同ニテモ炊事場ヲ設クルコト能ハザル小事業場ノ勞務者ノ為ニ特ニ巡回指導班ノ派遣其ノ他ノ方法ニ依リ指導ヲ為シ家庭ニ於ケル炊事改善ヲ図ラシムルコト

(三) 現時ニ於ケル米穀ノ需給狀況ニ鑑ミ地方ノ実情ニ即シ他ノ食糧ニ依ル合理的ナル郷土献立ヲ奨励普及セシムルコト

昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員會第二次

答申

(五十一九)

昭和十四年十一月二十八日厚生省發勞第八十号ノ二

諮問

諮問 第二号

厚生省發勞第八〇号ノ二

勞務管理調査委員會

勞務者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ図ルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小 原 直

諮問第二号ニ対スル第二次答申

生産増加運動ニ関スル事項中技能競争実施方策

裏ニ答申シタル生産増加運動ニ関スル方策中ニ左ノ事項ヲ加フルコト

四、技能競争ノ実施

勞務者ヲシテ各自ノ技能ヲ高メ優良品ヲ多量ニ生産スルコトガ職分奉公ノ所以ナルコトヲ自覺セシメ技能競争ヲ行ヒ各自ノ技能ノ練磨向上ヲ図ラシムルコト

(1) 工場又ハ事業場ノ産業報国会ヲシテ技能競争ヲ行ハシムル為ニ技能競争委員ヲ選定セシメ参加資格ニハ制限ヲ設ケズ(但シ青少年工ノ参加ニ主眼ヲ置クコト)年一回又ハ二回之ヲ実施シ成

績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

単独ニ技能競争ヲ行フニ不便ナルモノニツイテハ地方別、業務別ニ聯合シテ之ヲ行ハシムルコト

(四) 道府県別技能競争ノ計画樹立竝ニ之ガ実施ヲ為スタメ道府県産業報国会聯合会ヲシテ技能競争地方委員ヲ選任セシメ工場又ハ事業場ニ於ケル技能競争入賞者ノ参加ヲ主トシ年一回之ヲ実施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

(イ) 全国的技能競争ノ計画樹立竝ニ之ガ実施ヲナスタメ中央ニ技能競争ノ中央機關ヲ設ケ産業別職種別ノ技能競争中央委員ヲ選任セシメ地方別技能競争入賞者ヲ参加セシメ東京ニ於テ一年一回之ヲ実施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

諮問第一号関係中諮問第二号関係ト共通ノモノ

教養ニ関スル方策

労働力ノ維持並ニ作業能率ノ増進ヲ図ル為ニハ産業人ニ対シ産業報國精神ニ基ク教育ノ徹底ヲ期スルコト緊急ナリ依テ政府ハ速ニ左記要綱ニ依リ之ガ実施ヲ図ルコトヲ要ス

記

一 教養ノ目標

産業人ヲシテ我が国体ニ基ク労働觀ヲ確立セシメ之ヲ業務並ニ日常生活ニ顕現シ以テ産業報國ノ実ヲ挙ゲシムルニ在リ

二 教養ノ方法

教育ノ実ヲ挙グル為ニハ前項ノ根本精神ニ基キ凡ユル機会ヲ通ジテ之ヲ行フベキモ概ネ左ノ方法ニ依ルモノトス

尚各事業場ニ教育ニ関スル部局ヲ設ケシメ最高幹部ヲシテ之ニ当ラシムルコト

(一) 作業ヲ通ジテ行フ教育

(1) 作業ハ即チ報國ノ実践ニシテ製品ハ人格ノ表現ナルコトヲ

知ラシメ全人格ヲ之ニ投入セシムルコト

(四) 工具ハ依テ以テ報國ノ実ヲ挙グルノよすがタルコトヲ知ラシメ常ニ愛護尊重セシムルコト

(イ) 資材ヲ愛護節約セシムルコト

(二) 作業場ノ整理、整頓及美化ヲ図セラシムルコト

(二) 日常ノ行事ヲ通ジテ行フ教養

(1) 朝礼規律

毎日定刻ニ適宜ノ場所ニ集合シ宮城遙拜並ニ朝ノ挨拶ヲ行ヒ必要ニ依リ幹部訓話又ハ伝達ヲ行フコト

(四) 四大節及興亜奉公日

作業開始前又ハ国民奉祝時間其ノ他適當ナル時間ニ全員集合整列シ式ヲ行ヒ訓話ヲ為スコト

(三) 学校其ノ他ノ施設ヲ通ジテ行フ教養

(1) 大事業場ニ設置スベキ教養施設

(1) 私立青年学校

一 学級ヲ編成スルニ足ル青年学校就学年齡該当者ヲ常時使用スル事業場ニ私立青年学校ヲ設置セシムルコト

(2) 職長養成又ハ再教育施設

事業場ニ於ケル職長ノ人格並ニ統御力ハ全事業場ノ作業能率ヲ左右スルコト大ナルヲ以テ一定規模(従業員一千人以上)ノ事業場ニ対シ組織的ナル職長養成又ハ再教育施設ヲ設ケシムルコト

(3) 技術員養成施設

一定規模(従業員一万人以上)ノ事業場ヲシテ技術員養成施設ヲ設ケ實際ヲ体験セル工員ニ学理ヲ教ヘ向上ノ途ヲ開

カシムルコト

(4) 管理者見習実習施設（作業場実習）

大学専門学校卒業直後ノ技術系統ノ従業員ヲシテ将来実力ヲ以テ部下ヲ卒ヒ生産管理ヲ果シ得ルヤウ少クトモ六月以上作業場実習ヲ課セシムルコト

(四) 中小事業場ニ於テ行フ教養施設

(1) 未成年労働者教育ニ関シテハ左ノ方法ニヨラシムルコト

(a) 未成年労働者二十人以上ヲ有スル事業場ニ於テハ事業場毎ニ未成年労働者ノ教育機関ヲ設ケ幹部工教育ノ任ニ当リ事業場ノ既存設備（食堂、作業場）ヲ利用シ其ノ事業場ノ風格ニ合フ教養ヲ行ヒ講師ノ一部ハ教事業場共同ニテ依頼セシムルモ可ナルコト

(b) 未成年労働者二十人未満ノ小事業場ニ於テハ共同ニテ未成年労働者ノ教育機関ヲ設ケ成ル可ク寄宿ノ設備ヲ附属セシメテ実習ハ各事業場ニ於テ行ハシムルコト

(2) 職長ノ教育ノ為ニ共同ノ施設ヲ設ケシムルコト

(イ) 官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ行フ教養施設

(1) 幹部工員養成所ノ設置

職長教育ヲ受ケタル者ノ中更ニ優秀者ヲ選抜シテ一層高度ノ教育ヲ施シ職長教育ノ指導者トスル為ニ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ幹部工員養成所ヲ設置スルコト

(2) 管理者養成所ノ設置

教養ノ実ヲ挙グル為ニハ各事業場ニ於ケル労働管理及生産管理ニ当ルベキ者ニ優秀ナル人物ヲ必要トスルヲ以テ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ管理者養成所ヲ設置スルコト

(3) 教養指導者養成所ノ設置

全産業人ヲシテ産業報国ノ実ヲ挙グシムル為ニハ教養指導ノ任ニ当ル者ニ其ノ人ヲ得ルコト最モ肝要ナリ依テ之ガ養成ノ為ニ官庁又ハ産業報国中央本部ニ於テ指導者養成所ヲ設置スルコト

講習会講演会又ハ道場ニ依ル教養
映画ニ依ル教養
文書ニ依ル教養

(六)(五)(四)

(イ) 図書室ノ設置

事業場ノ規模ニ応ジ適當ノ図書室ヲ設ケ修養、産業、技術、歴史、文芸等ニ関スル書物ヲ備ヘ閲覧セシムルコト

(ロ) 巡回文庫ノ設置

適當ノ書冊ヲ取纏メ文庫ヲ作り従業員ノ家庭其ノ他ニ回覧セシムルコト

産業報国会、同地方联合会及同中央本部ノ

事業ニ関スル事項

労働力ノ維持培養並ニ作業能率ノ増進上実施スベキ方策ニ関シテハ成案ヲ得タルモノヨリ逐次及答申置キタル処答申シタル方策其ノ他ニシテ産業報国会、同道府県联合会及同中央本部ヲシテ実施セシムベキ事業ハ産業報国運動ノ進展ニ即応シテ増加致スベキモ不取敢実施セシメテ然ルベキモノ左記ノ通ト認メラルヲ以テ之ガ普及徹底ヲ図ルコトヲ要ス

記

第一 産業報国会ヲシテ不取敢実施セシメテ然ルベキ事業

一 教養ニ関スル方策ノ実施

(一) 一般会員ノ教養ノ実施

(二) 職長養成及再教育施設ノ設置

- (三) 技術員養成施設ノ設置
- (四) 私立青年学校ノ設置
- 二 青少年指導ニ関スル方策ノ実施
 - (一) 青年隊ノ結成
 - (二) 青年隊少年部寄宿ノ設置
 - (三) 産業報国集会所ノ設置
 - (四) 青少年生活指導者ノ設置
- (一) 青年隊少年部宿舍舎監ノ設置
- (二) 産業報国集会所主事ノ設置
- (五) 労務生活ノ指導
 - (イ) 規律訓練
 - (ロ) 技術練磨
- (六) 日常生活ノ指導
 - (イ) 幕営訓練ノ実施
 - (ロ) 兵營生活講習ノ実施
 - (ハ) 体育運動ノ指導奨励
 - (ニ) 慰樂(就中音楽、映画)ノ指導
 - (ホ) 勞働奉仕作業ノ実施
 - (ヘ) 軍事援護事業ノ実施
 - (ト) 家庭トノ連絡
 - (チ) 家庭生活ノ指導
- 三 栄養改善方策ノ実施
 - (一) 栄養食炊事場及食堂ノ設置
 - (二) 栄養調理ニ関スル技術者ノ設置
 - (三) 勞務者ノ家庭ノ栄養改善ノ指導
- 四 体育ニ関スル方策ノ実施
 - (一) 運動場ノ設置
 - (二) 体育指導者ノ設置
 - (三) 体操ノ実施
 - (四) 体育会ノ開催
 - 五 保健衛生ニ関スル方策ノ実施
 - (一) 保健指導員ノ設置
 - (二) 保健衛生相談所ノ設置
 - (三) 診療所ノ設置
 - (四) 保養所ノ設置
 - 六 保育所ノ設置
 - (一) 保育所ノ設置
 - (二) 保育婦ノ設置
 - 七 共済施設ノ設置
 - (一) 金融施設ノ設置
 - (二) 其ノ他共済施設ノ設置
 - 八 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者ノ職業再教育ノ実施
 - 九 勞務者住宅ノ設置
 - 十 事業場ノ緑化及簡易農園ノ設置
 - 十一 音楽映画其ノ他慰樂施設ノ充實
 - 十二 育英事業ノ実施
 - (一) 勞務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者子弟ノ育英資金ノ給付
 - (二) 永年勤続者子弟ノ育英資金給付
 - 十三 各種講習会、講演会、研究会等ノ開催
 - (一) 産業報国運動一般ニ関スルモノ
 - (二) 勞働能率増進ニ関スルモノ
 - (三) 青少年指導ニ関スルモノ

- (二) 栄養改善ニ関スルモノ
- (三) 体育指導ニ関スルモノ
- (四) 映画教育ニ関スルモノ
- (五) 生活刷新ニ関スルモノ
- (六) 移動防止ニ関スルモノ
- (七) 保健衛生ニ関スルモノ

十四 以上ノ外能率増進、災害防止ニ関スル諸事業ノ実施

(一) 能率競争及安全競争ノ開催

(二) 考案ノ表彰

(三) 作業用品ノ配給

(四) 生活必需品ノ確保

十五 其ノ他国策協力ニ関スル諸般ノ事業ノ実施

(一) 消費規制

(二) 貯蓄奨励

(三) 食糧改善

(四) 軍事援護

備考

一 中小産業報国会ニ於テハ地域別又ハ職種別ニ聯合シテ之

ヲ施設スルモ可ナルコト

二 以上列記ノ各事業ハ事業主之ヲ実施スルモ妨ゲザルコト

第二 道府県産業報国会聯合会ヲシテ不取敢実施セシメテ然ルベキ事

業

一 産業報国道場ノ設置

二 職長技術指導講習ノ開催

三 青少年指導ニ関スル方策ノ実施

(一) 青年隊結成ノ督励並ニ指導

(二) 事業場青少年指導者ノ指導

(三) 幕営訓練ノ実施

(四) 兵營生活講習ノ実施

(五) 動員大会ノ開催

(六) 合同体操ノ実施

(七) 野行進ノ実施

(八) 勤勞奉仕作業ノ実施

(九) 軍人援護事業ノ実施

(十) 体験発表会ノ開催

(十一) 一人一研究展覽会ノ開催

(十二) 音楽映画ノ奨励及大会ノ開催

四 栄養改善方策ノ実施

(一) 栄養食ノ普及奨励

(二) 栄養食炊事場ノ設置奨励並ニ指導

(三) 栄養調理ニ関スル技術者ノ養成並ニ再教育

(四) 模範的共同炊事場ノ設置

(五) 栄養改善巡回指導

五 体育ノ普及徹底方策ノ実施

(一) 体育ノ指導奨励及体育施設ノ設置奨励

(二) 体育指導者ノ養成並ニ再教育

(三) 勞務者体育訓練場ノ設置

(四) 体育大会ノ開催

(五) 体育ノ巡回指導

六 保健衛生ニ関スル方策ノ実施

(一) 保健衛生相談所ノ設置

(二) 保養所ノ設置

- (三) 巡回健康診断ノ実施
- 七 保育所ノ設置拡充
 - (一) 保育所設置奨励並ニ指導
 - (二) 保育所ノ設置
- 八 共済施設ノ指導奨励
 - (一) 金融施設ノ指導奨励
 - (二) 其ノ他共済施設ノ指導奨励
- 九 業務上ノ災害ニ因ル不具癱疾者ノ職業再教育ノ実施
- 十 巡回映画班ノ設置
- 十一 育英事業ノ実施
 - (一) 業務上ノ災害ニ因ル不具癱疾者子弟ノ育英資金ノ給付
 - (二) 永年勤続者子弟ノ育英資金給貸付
- 十二 機関誌ノ発行
- 十三 表彰ノ実施
 - (一) 模範労務者ノ表彰
 - (二) 發明発見ノ表彰
 - (三) 永年勤続者ノ表彰
- 十四 各種講習会、講演会、研究会等ノ開催
 - (一) 産業報國運動一般ニ関スルモノ
 - (二) 労働能率増進ニ関スルモノ
 - (三) 青少年指導ニ関スルモノ
 - (四) 栄養改善ニ関スルモノ
 - (五) 体育指導ニ関スルモノ
 - (六) 映画教育ニ関スルモノ
 - (七) 生活刷新ニ関スルモノ
 - (八) 移動防止ニ関スルモノ

- (二) 保健衛生ニ関スルモノ
 - (一) 以上ノ外能率増進、災害防止ニ関スル諸事業ノ実施
 - (二) 能率競争及安全競争ノ開催
 - (三) 考案ノ表彰
 - (四) 作業用品ノ配給
 - (五) 生活必需品ノ確保
 - (六) 移動防止方策ノ実施
 - (七) 其ノ他国策協力ニ関スル諸般ノ事業ノ実施
- 第十六 消費規制
 - (一) 貯蓄奨励
 - (二) 食糧改善
 - (三) 軍事援護
- 第十七 産業報國中央本部ヲシテ不取敢実施セシメテ然ルベキ事業
 - (一) 産業報國指導者養成所ノ設置
 - (二) 右機関ニ於テハ産業報國運動一般指導者ノ養成ヲ為スト共ニ併セテ
 - (一) 青少年生活指導者ノ養成
 - (二) 労務管理者ノ生産管理者ノ養成
 - (三) 職長指導者ノ養成
 - (三) ヲ為スモノトス
- 第十八 青少年労務者ノ生活指導方策ノ実施
 - (一) 青年隊ノ設置奨励並ニ指導
 - (二) 青少年ノ集団訓練ニ関スル全国的行事ノ実施
 - (三) 史蹟巡拝航海団ノ開設
 - (四) 文書教育
 - (五) 映画教育

(六) 音楽教育

三 栄養改善ニ関スル方策ノ実施

(一) 栄養食ノ普及奨励

昭和十五年十二月十日

(五二〇) 日本工業協会々長ヨリ厚生大臣宛建議

養成令実施上至急措置ヲ要スト認ムルモノ

建議

日本工業協会ハ、現下生産力拡充上技能者養成ノ重要性ヲ認め、本年三月職工養成研究会ヲ設ケ、主要工場ニ於テ直接技能者養成ヲ担当スル権威者ヲ委員ニ委嘱シ、拾数回会合ヲ重ネ、慎重審議ヲ行イタル結果、養成令実施上至急措置ヲ要スト認ムルモノ有之候間別記ノ諸件ニ対シ、適當ナル御処置相煩度此段及建議候也

昭和十五年十二月十日

日本工業協会

会長 伍 堂 卓 雄

厚生大臣 金光 庸 夫 殿

記

一、養成工募集ニ関スル件

(1) 職業紹介所ニ於テ技能者養成工トシテ推薦スル者ニ対シテ

ハ其選抜ニ際シ特ニ次ノ事項ヲ注意セラレタシ

ア、資質優良ナラザルモノ特ニ体格不良ノモノヲ推薦セザルコト

イ、求職者ガ推薦サレルコトヲ希望スル工場ニ縁故者即チ父兄

又ハ保護者ガ在勤スル場合ニハ成ルベク其ノ希望ヲ容レルコト

ト

ウ、職種ハ会社ニ於テ適材適所ヲ慎重ニ研究シテ決定サルベキモノデアルカラ其ノ職種ノ決定ハ会社ニ一任スルコト

(2) 養成義務員数ノ告示ハナルベク早く発表サレタシ

二、本省地方庁ニ専任ノ指導官ヲ設ケ、適正ナル監督ヲ期セラレタシ

三、高等小学校教員ニ技能者養成令ノ趣旨ヲ徹底セシメ職業指導及ビ就職後ノ移動防止ニ協力セシメラレタシ

四、労働手帳制度ヲナルベク早く実施セラレタシ

五、現行規則ニ於テハ職種別養成人員ヲ六月一日現在ニ於テ届

ケ出ヅルコトトナリ居ルモ、職種決定ハ慎重ナル考慮ト調査ヲ要

シ、相当時日ヲ必要トスルヲ以テ、職種別人員ニ就イテハ十月一

日現在ニ於テ届出ルコトニ改メラレタシ

六、養成工ノ養成中、病氣其ノ他ノ事故ニヨリ、長期間養成ヲ停止

シタル場合ハ、ソノ期間ヲ養成期間ヨリ除外シ得ルコトニサレタ

シ

七、技能者養成令ニヨル養成工又ハ終了者ニ対シ其技能ヲ向上セシ

メル目的ヲ以テ技能競技会等ヲ開催サレタシ

八、実習指導者ノ養成ハ其ノ養成方法ヲ能率のナラシムルト共ニ之

ヲ統一スル必要アルヲ以テ国家的施設ニヨリ短期教育ヲ実施サレ

タシ

本件ニツキテハ現在ノ東京、大阪、名古屋ニアル各国立機械工養

成所ヲ之レニ当ツルモ一案ト考エラル

九、養成工ノ養成ニ要スル施設ニ対シテハ青年学校ト同様ニ租税公

課ヲ免除サレタシ

十、現行技能者養成令ハ金属工業ニ於テハ養成工ノ年齢、養成期

間、養成人員等ノ点ニ於イテ、実施上困難ノ点アリト認めラルルヲ以テ適當ナル改正ヲ考慮サレタシ
本件ニツイテハ日本製鉄株式会社ヨリ提出ノ意見書ヲ参考ニ添付ス

製鉄製鋼業ニ於ケル技能者

養成ニ関スル意見書

日本製鉄株式会社

一、養成義務員数並ニ養成期間ニ就テ

製鉄、製鋼、圧延等ノ作業ハ其性質上、機械工作業ト左記諸点ニツキ異ナルヲ以テ養成令ニヨル養成義務員数及其期間ノ設定ニハ重筋高熱危険作業ナルガ故幼少年ニテハ困難ナル事、作業ノ工程中ニ化学反応ガ附随シコレガ判断ニハ高級ノ智識ト経験ヲ必要トスル事ノ外左記ノ点ニ特別ノ考慮ヲ払ワレタシ

機械工作業

製品一ツ一ツヲ仕上げて行ク

単位機械ニ従事スル人員ガ一人乃至数人

従ッテ従事スル者ノ個々ノ技量ガ直チニ製品ノ品質向上ニ影響スル

一級技能者ヲ増セバ之ニ正比例シテ工場トシテノ能率ガ上ル(一級技能者多々益々辨ス)

単一機械ニヨリ仕上ゲル品物ノ種類ヲ多ク知ラネバナラヌ

製鉄製鋼作業

製品ガ連続的ニ出来テ来ル

単位設備ニ従事スル人員ガ多数

総指揮者ノ正確ナル指導ト従事スル者ノ綜合的協力ニ拠ラネバ品質ノ向上ハ求メラレヌ

一級技能者数ハ総従業者中ノ極小率デ足ル(一級技能者ノミ多クテハ舟山ニ登ル嫌アル)

単一設備デ仕上ゲル製品ノ種類ハ少ナイ(例エバ平炉デ電気炉製品ハ出来ヌ如キ)

養成令ハ中堅工ノ養成ヲ目標トシテイルガ之ヲ職業能力申告令ニヨル一級ニ相当スルガ如キモノヲ中堅工トスルナラバ製鉄製鋼業

ニ於テハ七乃至八%ナリ、単ニ之等ノ補充ヲ養成スルニ止ルトスレバ此率ノ更ニ幾%カノ程度デ足ルコトナル。仮ニ一〇%ト見做テモ一%ニハ達セヌコトナル

当社トシテハ寧ろ、全体ノ従業員ノ素質ノ水準ヲ高ムルコトヲ望ムガ故ニ一般養成ニ力ヲ尽シ而モノノ一般養成ハ学科ニ偏重セズ基本訓練ニ力ヲ致スヲ以テ妥当ナリトノ建前ヨリ之等ノ基本訓練ハ一ケ年未満ニテ足ルモノト考エル

勿論一部分其職種ニヨリ二年乃至三年ノ養成ヲナシ得ルモノナシトセヌガ之等ハ一応前記一年ノ養成ヲ終了シタル後更ニ段階的ニ養成ヲナスヲ可ナリト思料ス(養成目標ハ二級程度ニシテ一級目標ノ養成ハ五、六年ノ実務ヲ経験シテ後ニ行ウコトス)養成率(希望トシテ)ハ其事業ノ見地ヨリ、一般ト補充トノ二ツニ分チ事業主ニ於テ決定シ許可ヲ申請スル様式トサレ度ク養成期間ハ一ケ年程度ノモノヲ許可サルル事ヲ望ムモノデアル

此計画内容ハ追テ検討シ提案致シタシ

二、職種ノ分類並ニ決定ニ就テ

養成令ノ職名ハ職業能力申告令ニ準拠サレタルモノナランモ製鉄、製鋼、圧延等ノ職種ノ分類ハ機械工作工ノ分類トノ均衡ヲ失スルガ如キ点アルヲ以テ今少シク細分スル要アルモノト認ム

従ッテ職種決定ニツイテハ採用後三ヶ月迄ハ全部共通ノ養成期間トシ此拠ニ於テ製鉄、製鋼、圧延、工作等ノ大分類ヲナシ六ヶ月乃至一ケ年後ニ於テ熱風炉工、熔鋸炉工、ガス工、平炉工、造塊工等ノ如ク細目職業別ニ分類スルヲ可ト思料ス

三、養成工ノ年齢ニ就テ

工場法第一条第一項第二号ニ該当スル危険有害作業ニツキテ養成開始年令ヲ引上ゲル様規定シテ然ルベキモノナリ(例エバ満十六

歳以上トスルガ如シ)

四、養成免除ニツキテ

同一系会社内ニ於ケル小規模作業所ノ養成義務ニツキテハ大規模作業所ニ於テ義務数以上ノ養成ヲ行ウトキハ仮令他府県ニ亘ルトキト雖モ免除又ハ委託養成等ノ便ヲ図ラルベキモノト思考ス

附記

養成令ハ体力知力ノ發育最モ不安定(發育ニ個人差アリ)ナル時機ニ将来ノ中堅工トシテ、或ハ一般工トシテ宿命ツケルコトトナルノデ此点考慮ヲ要スルモノニシテ寧ロ、短期一般養成ヲナシ数年後其素質ノ確定シタル後ニ於テ更ニ必要ナル中堅工ヲ段階的ニ養成スルヲ可ナリト思料ス

昭和十六年三月

(五―二一) 厚生省案

工場事業場厚生施設法案要綱

第一 本法ハ工場、鉱山其ノ他ノ事業場ニ於ケル厚生施設ノ綜合的拡充ヲ図リ以テ従業者ノ心身ノ保護向上ヲ期シ労働力ノ保全増強ニ資スルヲ目的トスルコト

第二 本法ニ於テ事業主ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フコト

- 一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工場主
- 二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業ノ鉱業権者
- 三 労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主
- 四 商店法ノ適用ヲ受クル店舗ノ店主
- 五 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ノ事業主

本法ニ於テ従業者ト称スルハ事業主ニ雇傭セラレ勞務ニ従事スル者ヲ謂フコト

第三 本法ニ於テ厚生施設ト称スルハ従業者ノ教養、訓練、保健其ノ他従業者ノ厚生ニ資スル目的ヲ以テ事業主ノ設クル施設ヲ謂フコト

第四 青年学校義務就学者タル従業者ヲ常時二百人以上使用スル事業ノ事業主ハ当該従業者ヲ就学セシムルニ必要ナル青年学校ヲ設置スベキコト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト

(省令) 一、産業報国会ニ於テ設置セルトキ

二、地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ(敷地、建築資材又ハ専任教員ヲ得ラザル場合)

第五 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ集会所ヲ設クベキコト

(省令) 一、常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ニシテ新ニ事業ヲ開始シ又ハ事業場ヲ移転スルトキ

二、面積ハ百坪以上タルコト

三、除外スル場合

(イ) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ

(ロ) 食堂其ノ他之ニ利用シ得ル設備アルトキ

(ハ) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六 行政官庁ハ命令ヲ以テ定ムル事業場ノ事業主ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ体育指導員ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ノ事業主

二、体育指導員ノ資格ヲ定ムルコト

三、体育指導員ハ事業主ノ指揮ヲ承ケ当該事業場ニ於ケ

ル体育ノ企画及指導ニ任ズルコト

四、除外スル場合

- (イ) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ
- (ロ) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ（有資格者ヲ得ラレザル場合）

第七 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運動場ヲ設クベキコト

(省令) 一、適用事業主ハ常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ニシテ

- (イ) 新ニ事業ヲ開始スルトキ
- (ロ) 事業場ヲ移転スルトキ
- (ハ) 敷地ヲ拡張スルトキ

二、運動場ハ屋外（屋上ヲ含ム）ニシテ五百坪以上タルコト

三、除外スル場合

- (イ) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ
- (ロ) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ（附近ニ適當ナル場所ノ存スルトキ又ハ土地ヲ得ラレザルトキ）

第八 命令ヲ以テ定ムル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ノ為ニ体操ノ時間ヲ設クベキコト
前項ノ事業主ハ体操ノ実施計画ヲ定メ行政官庁ニ報告スベキコト、之ヲ変更シタルトキ亦同ジキコト
行政官庁不適当ト認ムルトキハ前項ノ実施計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、常時五十人以上ノ従業員ヲ使用スル事業場ノ事業主
二、体操ノ時間ハ毎日少クトモ十分タルコト

三、実施計画ニ定ムル事項

- (イ) 就業時間トノ関係
- (ロ) 実施ノ時刻及方法
- (ハ) 体操ノ種目

四、実施計画ノ報告ハ本法施行後一月以内ニ之ヲ為スベキコト、之ヲ変更シタルトキハ七日以内ニ之ヲ為スベキコト

第九 行政官庁ハ常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル工場又ハ鉱山ニシテ命令ノ定ムルモノノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ニ食事ヲ給スルニ必要ナル炊事施設ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

行政官庁必要アリト認ムルトキハ炊事施設ヲ有スル事業場ノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該炊事施設ニ関シ栄養上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、新ニ事業ヲ開始スル事業主ニ適用スルコト

- 二、建築及設備ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコト
- 三、必要ナル措置、栄養士ノ設置（五百人以上）其ノ他
- 四、除外スル場合

- (イ) 産業報国会ニ於テ設置セルトキ
- (ロ) 地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第十 行政官庁ハ常時百人以上ノ従業者ヲ使用スル工場又ハ常時三百人以上ノ従業者ヲ使用スル其ノ他ノ事業場ノ事業主ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ疾病及傷害ノ予防並ニ健康ノ増進上必要ナル医務ニ従事セシムル為ニ産業医ヲ選任シ及当該医務ニ必要ナル施設ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、産業医ノ員数ハ之ヲ一人トスルコト但シ従業者三千

人ヲ超ユルトキハ之ヲ專任トシ、六千人ヲ超ユルトキハ三千人又ハ其ノ端数ヲ増加スル毎ニ一人ヲ加算シタル員数トスルコト

二、産業医ハ事業主ノ指揮ヲ受ケ事業場ニ於ケル従業者ノ保健ニ関スル事項ヲ掌ルコト

三、除外スル場合 医師ヲ得ラザルトキ

第十一 行政官庁必要アリト認ムルトキハ常時五百人以上ノ従業者ヲ使用スル工場、鉱山又ハ店舗ノ事業主ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用スル従業者ヲ収容スルニ必要ナル寄宿舎ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(省令) 一、寄宿舎ハ年令二十年未満ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當セザルモノ百人以上ヲ使用スル事業場ノ事業主ニ設置ヲ命ズルコト

(イ) 親権者又ハ後見人ト同居スルモノ

(ロ) 其ノ他地方長官ノ指定スルモノ

二、寄宿舎ニハ舎監一人ヲ置クコト但シ収容者五百人ヲ超ユルトキハ舎監一人ヲ置クノ外五百人又ハ其ノ端数ヲ増加スル毎ニ舎監補助者一人ヲ置クコト

舎監及舎監補助者ハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノナルコト

(イ) 二年以上青少年指導ノ経験アルモノ

(ロ) 其ノ他地方長官ノ指定スルモノ (指導者トシテノ養成ヲ受ケタルモノ)

三、建築及設備ニ付テハ工場附属寄宿舎規則ヲ適用又ハ準用スルコト

第十二 第十一ニ依リ設置ヲ命ゼラレタル寄宿舎ニ必要ナル土地ハ

之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ルコト

第十三 第十二ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地収用法ヲ適用スルコト

第十四 第十二ノ規定ニ依リ収用シタル土地ノ管理及処分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(省令) 収用シタル土地ハ事業ヲ廃止シ又ハ地方長官已ムヲ得ズト認メ許可シタル場合ノ外之ヲ讓渡シ又ハ他ノ用途ニ供スルコトヲ得ザルコト

第十五 行政官庁ハ厚生施設ニシテ其ノ目的ニ反スト認ムルトキハ之ヲ利用スル土地、建物及設備ニ付変更又ハ使用停止ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十六 命令ヲ以テ定ムル工場又ハ店舗ヲ設置又ハ移転セントスル者ハ予メ行政官庁ノ認可ヲ受クベキコト、其ノ建物ヲ改築若ハ増築シ又ハ敷地ヲ拡張セントスルトキ亦同ジキコト

(省令) 一、常時五十人以上ノ従業者ヲ使用スル事業主

二、本法施行後五十人ヲ超ユルニ至リタルトキ

第十七 常時千人以上ノ従業者ヲ使用スル事業場ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ実施セントスル厚生施設ニ付計画ヲ定メ予メ行政官庁ノ許可ヲ受クベキコト、之ヲ変更シタルトキ亦同ジキコト

(省令) 一、実施計画ニ定ムル事項ハ教養、保健、住宅、保育、

共済、娛樂等ニ付其ノ予算額及実施方法トスルコト

二、実施計画ノ認可申請ハ本法施行後二月以内ニ之ヲ為スコト、之ヲ変更シタルトキハ十日以内ニ之ヲ為スコト

第十八 常時千人未満ノ従業者ヲ使用スル事業場ノ事業主ハ主務大

臣ノ定ムル範圍ヲ超エテ厚生施設ヲ設ケントスルトキハ予メ行政官庁ノ認可ヲ受クベキコト

第十九 行政官庁必要アリト認ムルトキハ事業主ヲシテ厚生施設ニ関シ報告ヲ為サシメ又ハ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得ルコト

第二十 行政官庁必要アリト認ムルトキハ厚生施設ニ関シ当該官吏ヲシテ事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得ルコト

前項ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムルコト

第二十一 法令ニ依リ当該事業場ニ付一切ノ權限ヲ有スル者ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトスルコト

第二十二 事業主又ハ第二十一ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者正當ノ理由ナクシテ第四、第五、第七、第八若ハ第十五ノ規定又ハ第六若ハ第九乃至第十一ノ規定ニ基キテ發スル命令若ハ処分ニ違反シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処スルコト

第二十三 事業主又ハ第二十一ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者第十六乃至第十八ノ規定ニ違反シタルトキハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処スルコト

第二十四 正當ノ理由ナクシテ当該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処スルコト

第二十五 事業主未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ第二十ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者ナキトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スベキ者ニ之ヲ適用スルコト但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第二十六 事業主又ハ第二十ノ規定ニ依リ事業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者又ハ従業員ガ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ザルコト

第二十七 本法中事業主ニ關スル罰則ハ国、道府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セザルコト

第二十八 本法ニ依リ行政官庁ノ命令又ハ処分ニ不服アル者ハ訴願政官庁ニ屬スル職務ヲ行フコト

第二十九 本法ニ依リ行政官庁ノ命令又ハ処分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルコト

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト
本法施行ノ際現ニ厚生施設ニ利用スル建物又ハ設備ハ第十七及第十八ノ規定ニ拘ラズ本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做スコト

昭和十六年五月二十九日

(五―二二) 日本工業協會第十回大会に於ける決議

建 議 書

工場事業場技能者養成法要綱案ニ關スル件

高度国防国家ノ確立ニハ優良ナル工員ヲ養成スルノ必要アルハ言ヲ俟タザル処ナルガ、本問題ハ亦実ニ国家百年ノ大計トモ言フベキモノニシテ一朝コレガ施政ヲ過タンカ、只ニ当面ノ生産拡充ニ齟齬ヲ来スノミナラズ、延テ長ク禍ヲ後世ニ遺シ国力發展上大ナル支障ヲ来スモノナリ

工場事業場ニ於ケル従業員養成ニ関シテハ、曩ニ工場事業場技能者養成令ノ制定アリテ所謂中堅工ノ養成ノ方策確立セリト雖モ、尚事業上ニ必要ナル他ノ一般工及幹部工ノ養成ニ及バズ、又青年学校本科ノ義務制実施ニヨリ一般工員ノ素質ヲ高メ得ルニ至ランモ、従業員トシテノ技能ヲ習得セシムルニハ不充分ノ憾多シ。加フルニ、コノ技能者養成令ト青年学校令トニヨル両様ノ教育ヲ異ナル監督下ニ於テ同一工場事業場ニ於テ実施スルニハ實際ノ教育上大ナル困難ヲ伴イ其ノ運用充分ナルヲ得ズ誠ニ遺憾トスル処ナリ。故ニ此際右両系統ノ教育上ノ指導監督機関並ニ其ノ養成施設ヲ一元化シ相錯綜混乱セシムルコトヲ避クルハ今日ノ緊要事ト思考ス。

本会ハ工員養成問題ノ重大性ニ鑑ミ夙ニ官民中ノ工員養成ニ関係セル権威者ヲ以テ目セラルル人々ヲ集メテ研究会ヲ組織シ十数回ニ亘リ慎重審議ヲ尽シコレガ具体策ニツキ考究ノ結果別紙ノ如キ成案ヲ得タルヲ以テ茲ニ建議シ政府当局ノ善処サレンコトヲ要望ス。

工場事業場技能者養成法要綱案

一、適用工場ノ範圍及事業主ノ義務

主務大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場（事業場）ニシテ五〇〇人以上ノ従業員ヲ使用スルモノハ、本要綱ニヨリ其ノ従業員ニ対シ技能者養成ヲ行フコト

右指定スル事業ハ高度国防国家ニ於テ重要ト認めラル、生産事業ニシテ且其ノ生産技能ノ修得ニ相当ノ年月ヲ要スル事業タルコト

二、従業員ノ義務

右工場ニ使用セラル、男子従業員ハ右事業主ノ行フ養成ヲ受クルコト

三、養成ノ種類

技能者ノ養成ハ次ノ三種トス

イ、一般工養成

ロ、中堅工養成

ハ、幹部工（職長ヲ含ム）養成

四、一般工養成

一般工養成ハ徴兵適齡ニ達セザル者（青年ト称ス）全部ニ対シ其ノ者ガ採用後徴兵検査ヲ受クル年ノ三月三十一日迄ノ期間左ノ事項ヲ行フモノトス

(イ) 体 操 毎就業日

(ロ) 教 練 一ケ年七〇時間以上トシ、毎週二時間ヲ例トス

(ハ) 徳性陶冶 一ケ年四〇時間以上トシ毎週一回ヲ例トス

(ニ) 国民常識 最初ノ一ケ年ハ一〇〇時間以上トシ爾後毎年四〇時間以上トス

(ホ) 専門知識 最初ノ一ケ年ハ一五〇時間以上トシ爾後毎年四〇時間以上トス

(ヘ) 技能ノ指導 基本的技能三〇〇時間以上、採用一ケ年以内ニ之ヲ行フ。

五、中堅工養成

中堅工養成ハ、一ケ年（特別ノ場合ハ六ケ月）間、一般工養成ヲ受ケタル者ノ中ヨリ将来中堅従業員タルニ適スト認ムル者ヲ選抜シ徴兵検査ヲ受クル年ノ三月三十一日マデノ期間左ノ事項ヲ行フモノトス

(イ) 体 操 毎就業日

(ロ) 教 練 毎週二時間以上

(ハ) 徳性陶冶 毎週一時間以上

(ニ) 国民常識 採用一ケ年（又ハ六ケ月）後、一ケ年間ハ五〇〇時間以上

(外) 専門知識 採用二ケ年(又ハ一ケ年半)後ハ一ケ年二四〇時間以上

(イ) 技能ノ研究 基本 五〇〇時間以上、採用一年(又ハ六ヶ月)後、六ヶ月間
生産現場 採用一年半(又ハ一年)後、二年間

技能ノ基本研究ハ成ルベク基本実習場ニ於テ専任指導員ヲシテ之ニ当ラシムルモノトス

六、幹部工養成

幹部工養成ハ中堅工養成ヲ終了シタル後五ケ年ノ職歴ヲ経タル者ノ中ヨリ将来幹部工タルニ適スト認ムル者ヲ選抜シ六ヶ月間左ノ事項ヲ行フモノトス

(イ) 徳性陶冶 指導者トシテノ人格向上 毎週一回

(ロ) 各種ノ行ノ修行 禅其ノ他ノ心身ノ鍛鍊 毎月一回

(ハ) 幹部ニ必要ナ知識ノ啓発 五〇〇時間以上

(ニ) 技能ノ研究 二〇〇時間以上

幹部工養成ハ雇傭主自ラ之ヲ行ヒ、又ハ他ノ適當ナル養成施設ニ委託シ之ヲ行フモノトス

七、養成人員

中堅工養成及ビ幹部工養成ノ員數ハ当該工場ニ於テ之ヲ定メ主務官庁ニ届出ヅルモノトス

主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ届出ノ員數ヲ増減シ又ハ予メ指定スルコトヲ得

八、養成担任者

養成ヲ担任セシムルタメ左ノ指導員ヲ設クルモノトス

(イ) 養成全体ノ責任者

(ロ) 教練体操ヲ担任スル者

専任 専任

(イ) 徳育、国民常識、専門学科ヲ担任スル者 専任又ハ兼任

(ロ) 基本的技能ノ指導ヲ担任スル者 専任

(ハ) 現場生産ヲ指導スル者 専任又ハ兼任

(ニ) 養成ニ関スル庶務ニ従事スル者 専任又ハ兼任

九、養成設備

養成ノタメノ設備ハ左ノ如ク之ヲ設クルモノトス

(イ) 教室 専属

(ロ) 基本的技能研究ノ為ノ実習場 専属

(ハ) 現場生産ヲ指導スル工場 能フ限り別ニ之ヲ設クルヲ可トス

(ニ) 研究室又ハ作業研究工場

(外) 講堂、運動場、武道場、寄宿舎其ノ他ノ附属設備

十、指導、監督助成

(イ) 養成方法、養成ニ当ルベキ人的物的施設其ノ他養成実施計画ニ付テハ予メ主務官庁ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

(ロ) 主務官庁必要アリト認ムルトキハ養成ニ関シ必要ナル処置ヲ命ズルコトヲ得

(ハ) 政府ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ為ス者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコト

(ニ) 政府ハ養成ヲ担任スベキ者ノ養成又ハ其ノ再教育ニ付施設スルモノトス

(外) 政府ハ優良ナル養成工場又ハ其ノ関係者ヲ表彰スルノ方法ヲ講ズルコト

十一、青年学校就学免除
本要綱ニヨリ養成ヲ受クル男子ハ青年学校令ニヨル就学義務ヲ免除スルモノトス